2025

ＪＡ愛知みなみの現況

令和６年度 ディスクロージャー誌

JA愛知みなみ

ごあいさつ 1

ＪＡの活動の概要 2
協同組織の特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
ＪＡ愛知みなみの理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
地域との繋がり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
農業振興活動 ・・ 5
事業・商品・サービスのご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

業務運営の方針 14
経営管理体制 ・・ 14
リスク管理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
コンプライアンス（法令等遵守）の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
内部監査体制 ・・ 20
ＪＡ愛知みなみ組織機構図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
役員の氏名及び役職 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
職員数 ・・ 22

業績及び財務の状況 23
事業の概況 ・・・ 23
自己資本の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
貸借対照表 ・・・ 25
損益計算書 ・・・ 26
注記表 ・・ 28
剰余金処分計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
財務諸表の正確性等にかかる確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
会計監査人の監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
主要な経営指標の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
利益及び利益率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
信用事業 ・・・ 44
共済事業 ・・・ 51
農業関連・生活その他事業・指導事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

自己資本の充実の状況 54
自己資本の構成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
自己資本の充実度に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
信用リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
信用リスク削減手法に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
ＣＶＡリスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
マーケット・リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
オペレーショナル・リスクに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ・・ 71
金利リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

※ 金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しているため、単位項目の総和と合計が一致しない場合があります。

ごあいさつ

代表理事組合長　鈴木　照彦

組合員・利用者の皆さまには、日頃よりＪＡ愛知みなみの各事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本経済は、インバウンド需要の拡大や企業によるデジタル化に向けた取り組みがサービス産業の業績を押し上げております。加えて、所得環境の改善により個人消費のゆるやかな回復が見込まれており、国内景気は回復基調が続くと予測されております。

金融情勢においては、日本の金融政策は正常化に向け大きく前進し、低金利環境から金利のある世界へ移行することで、調達や運用への影響が次第に広がりを見せており、内外政治をめぐる不確実性も高いため、金融機関については厳しい収益環境の到来が予測されます。

農業をめぐる情勢では、地球温暖化が原因とされる異常気象が全国で発生し、災害の激甚化や頻発化は、農畜産物への被害の増加も顕著になっています。また長引く円安や緊迫する世界情勢により農業生産資材価格は高騰・高止まりが続き、生産コスト上昇分を販売価格へ転嫁できないことから経営継続が危ぶまれる状況となっております。こうしたなか、改正「食料・農業・農村基本法」が公布・施行され、「再生産を可能とする合理的な価格の形成」についても盛り込まれ、生産コストを考慮した価格形成の実現に向けて大きく前進し、本年６月に農畜産物の適正な価格形成に向けた関連法があらたに「食料システム法」として可決成立しました。今後の展開を注視していきたいと思います。

ＪＡ経営につきましては、金融情勢の変化等により従来のような経常利益確保は難しく、信用事業・共済事業の収益の減少が続くことが見込まれ、厳しい状況が到来しています。さらに直近では「トランプ関税」が世界中に大きな波紋を広げており、農畜産物への影響など農業を取り巻く環境についても、予断を許さぬ状況が続いていくものと思われます。この様な情勢下、ＪＡ愛知みなみの理念や基本方針のもと、自己改革の柱である「農家所得増大」に加えて、「持続可能な農業の実現」に向けて集出荷場の整備など将来を見据えた戦略的な設備投資や機構改革を進めて参りました。今後も農家・組合員の皆さまが安心して組合を利用し生産・出荷していただけるよう、役職員一丸となり積極的に取り組んでいるところです。

また、地域になくてはならないＪＡとして、ＪＡ版ウェルビーイング運動※を実践し、組合員の皆様から信頼され「ありがとう」と言ってもらえるＪＡを目指してまいります。

※ＪＡ版ウェルビーイング運動とは、ＪＡグループ愛知の第 17 回大会において掲げたテーマであり、組合員、地域住民、職員の心・体・お金の「健康」を目指し、「農業」「くらし」「ＪＡ経営」の分野において、活動と事業の好循環によって実現していくこと。

令和７年７月

ＪＡの活動の概要

協同組織の特性

当ＪＡは、田原市を事業区域として農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当ＪＡでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用頂いております。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけではなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

（ＪＡ愛知みなみのプロフィール）

設立	平成 13 年 4 月
本店所在地	田原市古田町岡ノ越 6 番地 4
貯金残高	1,980 億円
貸出金	202 億円
長期共済保有高	5,646 億円
販売品販売取扱高	503 億円
購買品供給高	158 億円
出資金	12 億円
組合員数	8,869 人（正:5,317 人　准:3,552 人）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

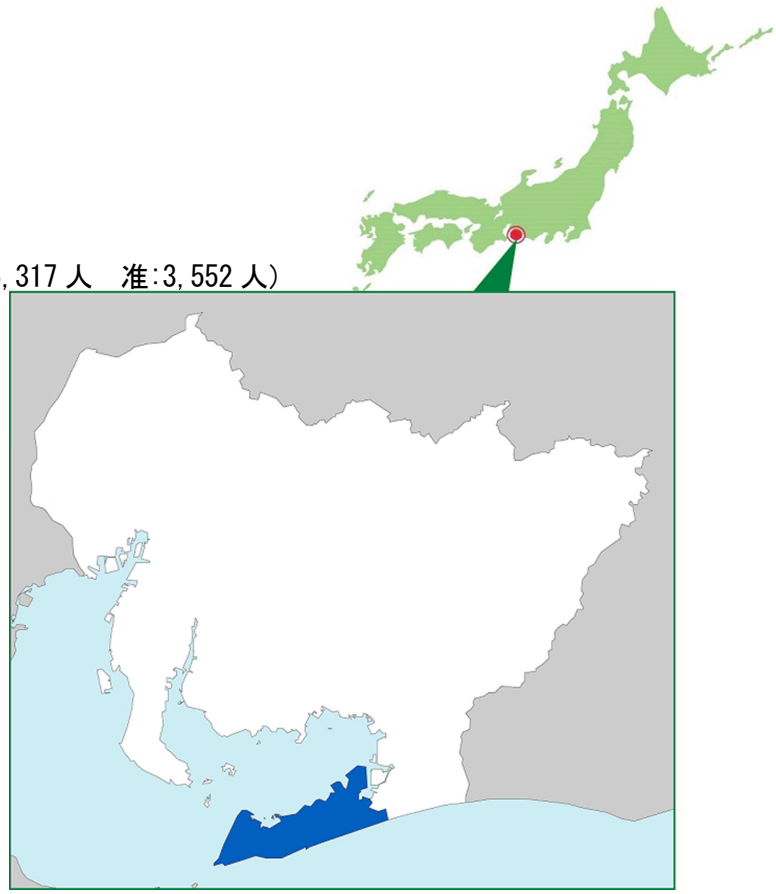

ＪＡ愛知みなみの理念

１．経営理念と基本方針

私たちは自然と共に、地域と共に、21 世紀型日本農業のオピニオンリーダーとなります。

※オピニオンリーダーとは集団の意思決定に関して、大きな影響を及ぼす人物・組織・世論形成者、もしくは世論先導者

１．経営理念

（１）私たちは、基幹である営農販売を主軸としたＪＡとして、事業主体となって地域農業を「最高」に向けてリード（先導）していきます。

①指導体制・販売体制を強化し、農業収入を拡大させる攻めの農業を展開します。

②豊かな自然との共生を図り、人の命をはぐくむ四季折々の農畜産物・商品を供給します。

③日本農業のオピニオンリーダーとなり、次世代に向けて活力ある産地を築きます。

（２）私たちは、「農」の創造を通して、組合員を始め地域に関わる人々が、公平でいつまでも豊かでいられる「場」をクリエイト（創造）していきます。

①農業を核とした人と人とのふれあいの場を提供し、地域社会を豊かにします。

②地域に居住する人々にやすらぎあるくらしの基盤と食の楽しみを提供します。

③全ての人々の心が等しく豊かとなる事業とサービスを提供します。

（３）私たちは、役職員一体となって、自己改革の実践を進め、組合員と共に環境変化に対応すべく、新たな事業展開を中心に「あらゆる可能性」にチャレンジ（挑戦）します。

①経営環境に即応できるよう業務改革を行い、健全経営に取り組みます。

②将来のあるべき姿を創造し、相談業務を充実させ期待と信頼に応えられる人づくりをすすめます。

③真に農業経営を支える事業展開に向けて、新しい取引形態に取り組みます。

２．基本方針

（１）地域農業の振興と組合員の農業所得の向上、持続可能な農業経営基盤の強化を図ります。

（２）組合員とともに、地域に根ざした事業を展開し健康で豊かな暮らし、地域社会の活性化を図ります。

（３）健全で安定した事業運営の確立に努めます。

２．役職員行動原則

（１）笑顔ではっきりとした大きな声での挨拶から始めます。

（２）約束や時間を守り、迅速に行動します。

（３）プロとしての問題意識を持ち、失敗をおそれず、前向きに挑戦します。

（４）コスト意識を持ち、仕事の質を高め、業務効率の向上に努めます。

（５）ＪＡの職員として、お互いの協力を惜しみません。

地域との繋がり

ＪＡ愛知みなみでは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しています。また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、組合員と地域の皆さまとの交流、ふれあいを大切にしてより親しまれる活動を展開しており、地域農業の活性化と文化的・社会的貢献活動に努めています。

文化的・社会的貢献活動

●ＪＡまつりの開催
●管内中学校職場体験学習の受入
●オフロードトライアスロン in 田原への協賛
●スマホ教室の開催
●特定健診制度に沿った集団人間ドックと個別相談会の開催
●各種相談会（年金、住宅ローンなど）

利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会（会員数：6,745 名）

当ＪＡで年金振込みをご利用して頂いている年金受給者で結成した「年金友の会」は、会員相互の親睦活動等をしています。

女性部（会員数：95 名）

地域の人々とのふれあいに取り組むとともに、食と農を次世代に繋ぐ活動や地域社会貢献活動に努めています。

助け合い組織（会員数：31 名）

高齢者福祉活動として、参加組織会員が中心となり、ミニデイサービスなど地域密着活動を展開しています。

情報提供活動

広報誌「みなみ」を毎月組合員向けに発行し、ＪＡからのお知らせ、トピックス、営農・健康・料理・税務情報等のほか、お寄せ頂いたＪＡ・広報誌に対するご意見・ご要望等を掲載しています。

農業情報システムでは、組合員向けに「市況情報」「栽培情報」「重油価格のお知らせ」等、最新の営農情報をお届けしています。

また、ＪＡ愛知みなみＨＰ、ＳＮＳでも各種情報を提供しております。

当ＪＡのホームページアドレス　https://www.ja-aichiminami.jp/

地域密着型金融への取り組み

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金等の制度資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活サポートをしています。

また、新規就農者への就農支援資金、経営不振農家への経営改善支援など農業者の資金ニーズに適した取り組みを行っています。

農業振興活動

安全・安心な農畜産物作りへの取り組み

品質や収量の向上に向けた栽培・防除情報の早期発信に努めています。

また、消費者の安全・安心な農畜産物への要望が高まる中、農薬使用の適正マニュアルの厳守、農薬飛散の防止、栽培管理記録の記帳について生産者に推進することで、安全・安心な消費者に喜ばれる産地作りを行っています。

地産地消

田原市内の給食センターなどへの食材供給を継続して行い、地産地消の拡大に努めています。

産直 3 店舗（サンテパルク・渥美ふれあい広場・赤羽根ふれあい広場）においては、産直部会である「菜の花会」を中心として、採れたての新鮮野菜や花などの多品目出荷を推進し、年間を通じて安定供給に努めています。

農業担い手育成

少子高齢化に伴う生産労働力人口の減少で技術・技能の承継や地域産業を担う専門的職業人の育成が課題となっている中で、今後の地域農業の活性化を図るため、愛知県立渥美農業高等学校と連携した人材育成を実施しています。

花育、食農の取り組み

花育活動として、日本フラワーデザイナー協会と協力し管内の保育園・小学校等へ出張授業を行っています。フラワーアレンジで使用する花材提供や田原市で栽培されている花のクイズを行い、若い世代へ農業の盛んな地域であることをＰＲするとともに、花を身近に感じてもらう機会を作っています。

また、食農への取り組みとして、野菜収穫・料理体験や旬の農産物を身近に感じてもらうイベントの開催を行いました。

その他振興活動

〇国等の補助事業を有効に活用し農家経営の安定を図っています。

〇園芸用使用済み資材（廃プラスチック）の回収および、適正な処分を実施しています。

ＪＡの活動の概要

事業・商品・サービスのご案内

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、ＪＡ、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡ系統金融として大きな力を発揮しています。

貯　金

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

また、ＪＡのキャッシュカード１枚で、全国のＪＡのＡＴＭでの貯金のお引出しやお預入れをはじめ、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行、漁協、コンビニエンスストアなどのＡＴＭでも現金のお引出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のＡＴＭでは、お預入れの利用もできます。）ができるキャッシュサービスのお取扱いをしています。

融　資

組合員への融資をはじめ、地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の向上･発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等のお申込みの取次ぎも行っています。

為　替

全国のＪＡ、信連、農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などとオンラインシステムで提携し、迅速かつ確実に為替のお取扱いをしています。

国債・投資信託の窓口販売

国債や投資信託の窓口販売のお取扱いをしています。

自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金などの自動受取サービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金、新聞代金等の自動支払サービスのほか、ＪＡカードなどのクレジットカードの会員・加盟店のお申込みの取次ぎをしています。

また、事業主のみなさまのために、給与振込サービス、地方税納付サービス、口座振込サービス、自動集金サービスなどをお取扱いしています。

主な取扱商品・サービス（令和７年７月１日現在）

【貯　　金】

種　類			内　　容	期　　間	お預け入れ金額
総　合　口　座			給与・年金等の自動受取りや公共料金などの自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金（自動継続扱い）とが１冊の通帳で利用でき、いざというときに便利な自動融資がセットされた口座です。 自動融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の 90%以内で自動的に最高 200 万円までご利用いただけます。	出し入れ自由	１円以上
貯　蓄　貯　金			いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入れ残高に応じて金利が段階的に高くなります。		
当　座　貯　金			手形・小切手のお支払いのための貯金です。 事業用の口座としてご利用いただくと便利です。		
納税準備貯金			納税期にあわせ納税資金を準備するための貯金です。	預入れ自由、払い出しは納税のみ	
通　知　貯　金			まとまったお金の短期運用に好適な貯金です。お引出しの場合には、２日以上前にお知らせください。	７日以上	５万円以上
成年後見支援貯金			成年後見制度を利用する成年被後見人さまの貯金のうち、日常的に使用しない金銭について別管理するための貯金で、その口座開設ならびにお支払いやご解約などに家庭裁判所の発行する「指示書」を必要とします。そのため、透明性の高い適切な財産管理を行うことができます。	期間の定めはありません。	１円以上
定期貯金	スーパー定期		お預入れ期間を１か月から 10 年までラインアップしたベーシックな定期貯金です。お預入れ期間が３年以上の定型方式で複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	１か月～10 年、期日指定方式もあります。	１円以上
定期貯金	大口定期貯金		1,000 万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	１か月～10 年、期日指定方式もあります。	1,000 万円以上
定期貯金	期日指定定期貯金		お利息が１年複利で計算される定期貯金です。1 年間の据置期間後はいつでもお引出しができます。	３年以内	１円以上 300 万円未満
定期貯金	変動金利定期貯金		市場金利に応じて６か月ごとに金利が変更となる貯金で、複利型のものはお利息を半年複利で計算します。	１年、２年、３年	１円以上
定期貯金	積立式定期貯金	ｴﾝﾄﾞﾚｽ型	期間を定めずにマイペースで積立て、将来に備えてまとまった資金を貯えていただくのにピッタリの定期貯金です。	自　由	１円以上 １円単位
定期貯金	積立式定期貯金	満期型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金を貯えていただくのに便利な定期貯金です。	６か月以上 10 年以内	
定期貯金	積立式定期貯金	年金型	積み立てた資金を定期的（年２回、年４回、年６回および年 12 回）にお受取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立期間１年以上	
財形貯蓄	一般財形貯金		勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入は給与等からの天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	３年以上	１円以上 １円単位
財形貯蓄	財形年金貯金		２か月または３か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて 550 万円まで非課税扱いです。	５年以上	
財形貯蓄	財形住宅貯金		住宅取得や増改築のための財形貯金です。 財形年金貯金と合わせて 550 万円まで非課税扱いです。	５年以上	
定期積金		定額式	ライフプランに合わせて毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。	1･2･3･4･5 年	1,000 円以上 １円単位
定期積金		目標式	最初に目標額（満期お受取額）を定めて、毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。		
定期積金		満期分散式	契約期間中に１年ごとに満期が到来し、掛込期間に応じて段階的に受け取ることができる積金です。	2･3･4･5 年	
譲渡性貯金（ＮＣＤ）			1,000 万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	･定型方式は、１か月、３か月、６か月および１年～5 年の８種類 ･期日指定方式は、２週間以上５年未満	1,000 万円以上 １円単位

【ロ ー ン】

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>お使いみち</th><th>ご融資額</th><th>ご返済期間</th><th>ご返済方法</th><th>担保･保証</th></tr>
<tr><td rowspan="7">生活資金</td><td>住宅ローン
（新築・購入コース）</td><td>住宅の新築･購入（中古住宅、分譲マンションの購入を含む）、宅地の購入、住宅の増改築･改装･補修に必要な資金</td><td rowspan="2">2 億円以内</td><td>3 年以上
50 年以内</td><td rowspan="2">元利均等毎月返済
元金均等毎月返済
（いずれも特定月の増額返済可能</td><td rowspan="2">住宅とその敷地を担保

協同住宅ローン(株)の保証、必要に応じて連帯保証人</td></tr>
<tr><td>住宅ローン
(借換コース)</td><td>他金融機関からの住宅資金借入金のお借換えに必要な資金</td><td>3 年以上
40 年以内</td></tr>
<tr><td>リフォームローン</td><td>住宅の増改築・改装、補修、および住宅関連設備等の設置に必要な資金、他金融機関からのリフォームローンのお借換えなどに必要な資金</td><td>2,000 万円以内</td><td>6 ヶ月以上
20 年以内</td><td>元利均等毎月返済
(特定月の増額返済可能)</td><td>協同住宅ローン(株)の保証</td></tr>
<tr><td>マイカーローン</td><td>自動車の購入や修理・車検、運転免許取得、他金融機関からのマイカーローンのお借換えに必要な資金</td><td rowspan="3">1,000 万円以内</td><td rowspan="2">6 ヶ月以上
15 年以内</td><td rowspan="3">元利均等毎月返済
(特定月の増額返済可能)</td><td>(株)ジャックスまたは三菱 UFJ ニコス(株)の保証</td></tr>
<tr><td>教育ローン</td><td>入学金、授業料、下宿代など就学に必要な資金、他金融機関からの教育資金借入金のお借換えなどに必要な資金</td><td rowspan="2">三菱 UFJ ニコス(株)の保証</td></tr>
<tr><td>多目的ローン</td><td>生活に必要な資金、他金融機関からのお借換えに必要な資金</td><td>6 ヶ月以上
10 年以内</td></tr>
<tr><td>カードローン</td><td>生活に必要な資金</td><td>500 万円以内</td><td>1 年</td><td>毎月返済</td><td>三菱 UFJ ニコス(株)の保証</td></tr>
</table>

・教育ローンについては、必要の都度借入れが可能な教育ローン（カード型）があります。

【農業資金貸付】

種　　類	お使いみち	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保･保証
農業近代化資金	農業経営に必要な設備施設資金等	個人 1,800 万円以内 法人 2 億円以内	15 年以内	元金均等返済	原則として愛知県農業信用基金協会の保証
農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)	農業経営に必要な設備施設資金等、農地取得資金	個人 3 億円以内 法人 10 億円以内	25 年以内	元金均等返済	
ＪＡ担い手応援ローン	農業経営等に必要な運転資金、他金融機関からの借入金のお借換えなどに必要な資金	1,000 万円以内	1 年以内	期日一括返済 元金均等返済	
アグリマイティー資金	生産･担い手資金、加工･流通･販売資金、地域活性化･地域振興資金、再生可能エネルギー対応資金、災害緊急資金、制度資金の融資枠枯渇に対応するつなぎ資金、他金融機関からの借入金のお借換えなどに必要な資金	所要資金の範囲内	･設備資金 原則 10 年以内 ・災害緊急資金　5 年以内	元金均等返済 元利均等返済	
			･短期運転資金 1 年以内	原則として期日一括返済	
ＪＡ新規就農応援資金	農業経営にかかる設備･運転資金	1,000 万円以内	･長期資金 12 年以内から 17 年以内 ･短期資金 1 年以内	･長期資金 元金均等返済 元利均等返済 ･短期資金 期日一括返済	
ＪＡ農機ハウスローン	農業経営に必要な設備施設資金、他金融機関からの借入金のお借換えなどに必要な資金	1,800 万円以内	10 年以内	元金均等返済 元利均等返済	
アグリローン	農業機械全般の購入、修理に必要な資金、農業関連運転資金(短期資金)	1,000 万円以内 (短期資金は 300 万円以内)	10 年以内 (短期資金は 1 年以内)	元利均等返済	(株)ジャックスの保証

・農業資金貸付については、ＪＡバンク独自の利子助成（補給）対象となります（ただし、お使いみちによっては対象とならない場合もあります。)。

【各種サービス】

種　　類		内　　容
為　　替		全国のＪＡはもちろんのこと、全国銀行データ通信システムを利用して、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。
自動受取サービス		給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元利金、株式配当金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日には確実に入金されますので安心です。
自動支払サービス		公共料金、税金、ＪＡカード利用代金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間が省けて便利です。
自動送金サービス		毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
ＪＡキャッシュサービス		ＪＡのキャッシュカードで、愛知県下はもちろん全国のＪＡのＡＴＭで現金のお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。また、銀行、信用金庫、漁協などのＡＴＭでもお引出し、残高照会がご利用いただけます。 さらに、ゆうちょ銀行のＡＴＭやコンビニＡＴＭ（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行）でもお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。
デビットカードサービス		お手持ちのＪＡキャッシュカードで、Ｊデビット加盟店における買い物時のお支払いができます。現金を引き出す手間が省け、貯金残高の範囲内でのご利用となるため、使い過ぎる心配もありません。
ＪＡカード		ＪＡカードの会員入会や加盟店加盟のお取次ぎをいたします。また、ＥＴＣ（有料道路自動料金収受システム）カードのお取次ぎ、24 時間・年中無休で全国どこへでも駆け付けるロードサービス付ＪＡカードのお取次ぎもいたします。
給与振込サービス		毎月お支払いの給与･賞与を従業員のみなさまがご指定されるＪＡをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
口座振込サービス		継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
自動集金サービス		定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
小規模企業共済		小規模企業共済の加入や共済金のお受取りができます。
マイ家計簿サービス		毎月１回、ご指定の日に１か月間のお預かり金額、お支払金額の合計とその差額を自動的に集計し、通帳に表示します。個人のお客様で「総合口座通帳」、「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申し込みいただけます。
ＪＡネットバンク		インターネットを利用できるパソコン、スマートフォンを利用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）などの各種サービスが簡単、便利にできます。
法人ＪＡネットバンク		オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、さらには伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。
ＪＡの投信つみたてサービス		毎月１回、ご指定の日に、ご指定の金額で投資信託を定期的に買い付けます。 複数の取扱商品から資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。
国債・投資信託の窓口販売	国債	個人向け国債、長期利付国債、中期利付国債のご購入ができます。 国債は国が発行する債券です。利息と元金は、ご指定の貯金口座へ自動的に振り込まれますので大変便利で安全です。
	投資信託	投資信託は、リスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。

主な手数料一覧（令和７年７月１日現在）（手数料金額には、消費税相当額を含んでいます。）

【内国為替の取扱手数料】

手数料の種類					料率	
振込手数料	窓口	当組合本支店あて				無料
		県内・県外ＪＡあて			５万円未満	220 円
					５万円以上	440 円
		他金融機関あて		電信扱い・文書扱い	５万円未満	550 円
					５万円以上	770 円
	ＪＡネットバンク・ＡＴＭ	キャッシュカード利用	当組合本支店間・県内ＪＡあて			無料
			県外ＪＡあて			110 円
			他金融機関あて			385 円
		現金利用	当組合本支店間・県内ＪＡあて			無料
			他金融機関あて（県外ＪＡ含む）		５万円未満	330 円
					５万円以上 10 万円以下	550 円
	法人ＪＡネットバンク	振込（都度）・総合振込	当組合本支店間・県内ＪＡあて			無料
			県外ＪＡあて			110 円
			他金融機関あて			385 円
		給与・賞与振込	当組合本支店間・県内ＪＡあて			無料
			他金融機関あて（県外ＪＡ含む）		１件につき	110 円
代金取立手数料			至急扱		１通につき	1,100 円
			普通扱		１通につき	880 円

【その他の諸手数料】

手数料の種類			料率	
通帳・各種証書再発行手数料			１件につき	550 円
ＩＣキャッシュカード再発行手数料			１件につき	1,100 円
ＪＡカード（一体型）再発行手数料			１件につき	660 円
残高証明書の発行手数料			１通につき	550 円
自己宛小切手発行手数料			１枚につき	550 円
小切手用紙交付手数料			１冊(50 枚)につき	（署名鑑印刷無し） 660 円 （署名鑑印刷有） 880 円
手形用紙交付手数料			１冊(25 枚)につき	（署名鑑印刷無し） 440 円 （署名鑑印刷有） 550 円
国債証券等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料			１口座(月額)につき	無料
成年後見支援貯金口座開設手数料			１口座につき	11,000 円
自動貸金庫			6.0×26.0×35.0cm １契約につき(年額) 12.0×26.0×35.0cm １契約につき(年額)	6,600 円 13,200 円
法人ＪＡネットバンク	月間基本利用料	照会・振込サービス	１顧客当たり	1,100 円
		上記および伝送サービス	１顧客当たり	2,200 円

店舗網（令和７年７月１日現在）

本支店　９店舗

ＡＴＭの設置台数 19 台（うち店舗外９台）

（店舗一覧）

店舗名	所在地	電話番号	ＡＴＭ設置台数
渥美地域			
本　店	田原市古田町岡ノ越 6-4	32-3600	1
本店福江店	田原市福江町堂前 13-1	32-3600	2
泉支店	田原市江比間町女郎川 65-1	37-0009	1
泉支店八王子店	田原市八王子町道下 21-1	37-0009	1
伊良湖岬支店	田原市堀切町浜畑 1-2	35-6511	1
伊良湖岬支店和地店	田原市和地町北屋敷 35-3	35-6511	1
中山支店	田原市中山町大堀 11-2	34-0222	1
赤羽根地域			
赤羽根支店	田原市赤羽根町於三畑 32	45-3133	1
赤羽根支店若戸店	田原市若見町権亟地 45-2	45-3133	1
赤羽根支店高松店	田原市高松町中村 72-2	45-3133	1
田原地域			
田原支店	田原市田原町巴江 9-4	23-2151	1
田原支店中部店	田原市田原町南新地 76-1	23-2151	1
ふれあい支店	田原市神戸町堀池 97-3	22-2081	2
ふれあい支店渥美病院店	田原市神戸町赤石 1-1	22-2081	1
ふれあい支店六連店	田原市六連町貝場 83-4	22-2081	1
童浦支店	田原市浦町大坂 2-1	22-2165	1
野田支店	田原市野田町籠田 12-1	25-1131	1

（注）店舗外ＡＴＭの電話番号については最寄りの店舗（支店）のものを記載しています。

共済事業

共済事業は、生命・医療・建物・自動車などのいわゆる保険業務といわれる内容の業務を行っています。「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、組合員・利用者の暮らしを守ることを最大の目的としています。

農業関連・生活その他の事業

販売事業

販売事業は、組合員農家の生産する農産物を効率的に集荷・選別し、市場・小売店などに対し計画的に出荷・販売する業務を行っています。

購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を「安全・安心・高品質」で供給する業務を行っています。

営農指導事業

営農指導事業は、農業生産物にかかる営農について、専門職員（営農指導員）を配置して指導し、その改善と地域における総合的な農業生産力の向上を図るための業務に取り組んでいます。

生活事業

生活事業は、葬祭・資産管理・結婚相談・人間ドック・ＪＡ女性部組織活動・ＪＡ助け合い組織活動などを中心に、組合員や地域社会の生活改善と向上を図るための業務です。

その他の事業

（加工事業）

葬祭生花の供給や農産物セット販売、堆肥の生産・販売などを行う事業です。

（利用事業）

育苗センター・ライスセンターの農業関連施設を効率的・経済的に共同で利用して頂く事業です。

業務運営の方針

経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思反映を地域全体のなかで行うため、各地域より理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用頂くためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門

が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期監査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◇業務の適正を確保するための体制

当ＪＡでは、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がＪＡグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定及び見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。

② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。

③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。

④　「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。

⑤　組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。

⑥　監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

⑦　業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

・基本理念およびコンプライアンス規程、倫理綱領、行動規範等を定め、役職員に法令等遵守を周知している。コンプライアンスにかかる具体的な実施計画として「全般統制整備」を毎年度策定し、その進捗状況を各部署が管理、定期的にコンプライアンス委員会にて協議・検討のうえ理事会へ報告している。また、重要な事実を発見した場合の監事・理事会への報告・協議体制を整備している。

・マネー・ローンダリング管理システムの導入により随時利用者の動向を注視し、金融犯罪防止の管理態勢を構築している。また、年２回理事会にてマネー・ローンダリングの状況報告することで理事の積極的な関与も図っている。

・組織内の「ＪＡ内部通報窓口」と組織外の「愛知県下ＪＡホットライン」２つの相談窓口の設置・運営により、不法行為の早期発見および改善に努めている。

・取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制整備について、内部者取引管理規則を策定し、役職員への周知徹底により対応している。

・各事業部門から独立した内部監査部署にて、法令等遵守体制も含めた内部統制の適切性・有効性の検証・評価を実施している。監査の結果については、理事会に報告するとともに、不備事項については速やかに必要な対策を講じている。また、定期的な三者（監事、内部監査人、会計監査人）の打合せに加え、中央会業務監査との情報連携を図っている。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。

②　個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

③　サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

・文書管理規程に基づき、職務執行にかかる文書情報を適切に保存・管理している。

・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を保存・管理し、重要性に応じてリスクの対応を図るとともに、サイバーセキュリティ事案の未然防止と発生時の迅速な復旧対応ができるよう態勢を整備している。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

②　理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

・組合をとりまく各リスクを把握、分析、評価し、重要なリスクを理事会で選定したうえで各リスクの指標を定め、そのモニタリングを行い四半期ごとに理事会に報告・協議している。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。

②　中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行している。また、第９次中期計画に基づく令和６年度事業計画（部門別計画含む）を策定し、月次で進捗管理している。

５．監事監査の実効性を確保するための体制

①　監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。

②　監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。

③　理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

・当組合では、監事監査を実効的なものとするため、理事会等の重要な会議を通じて、監事に対し情報提供を行うとともに、監事と代表理事との定期的な意見交換の場を設けている。また、内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めている。

６．子会社等における業務の適正を確保するための体制

① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。

② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。

③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

・子会社等において、当組合に準じた規程・マニュアル等を整備し、当組合の内部監査部署が監査を行うことにより業務執行の適正性・有効性を確保している。

・子会社管理規程に基づき、子会社等の管理業務を統括する総務部が、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努め、重要な事項については理事会に報告している。

７．財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。

② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。

④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

・経理規程や決算基準等を整備し、それらに基づき適切な会計処理を行っている。また、適切な財務諸表を作成する体制を構築するために、決算担当部署である総務部総務課に適切な人員を配置するとともに、外部研修への受講等により人材育成に取り組んでいる。

・財務諸表作成にかかる正確性を検証するために、チェックリスト方式による確認を行うとともに、内部監査部署が決算業務にかかる内部管理体制の適正性・有効性を検証している。これらの過程を経て、適切な財務情報とその適正性、内部監査の有効性について、毎年度、ディスクロージャー誌にて開示等を行っている。

８．県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

〈運用状況について〉

・県中央会の業務監査による経営上の重大なリスクに対する統制状況の検証、拠点往査等により、内部統制システムの運用状況について外部目線による評価を受けている。また、県中央会の業務監査の指摘事項について、改善に取り組むとともに、内部監査も活用してその改善状況をフォローしている。

・経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供および経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決を図っている。

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

当ＪＡでは、各種の法律や規則等にそって適正な業務を行うための体制を整備しています。

○業務別の規程及びマニュアル等の整備

当ＪＡの通常業務について、規制等を反映させた規程を作成し、この規程に基づいて業務別手続事項を定めたものをマニュアルとして設定しています。この規程等については各部署へ配布し、各種の規程等が変更された場合には、速やかに通達を出し、その内容を周知させた上で、マニュアルの変更を行うこととしています。

○事務処理の検査

監査部門により、当ＪＡの業務がこの規程に基づいて行われているのはもちろんのこと、正確な事務処理と事故・トラブル等の防止のための指導を行っています。

○コンプライアンス（法令等遵守）態勢の確立に向けた対応

コンプライアンスを経営の最重要課題として、コンプライアンスを確実に実施するための内部管理態勢、各種規程等の整備・構築に取り組んでいます。

また、コンプライアンス態勢及び内部けん制機能の強化を最重要課題と認識し、役員による支店巡回、内部通報制度の充実、各種コンプライアンス研修の実施、連続職場離脱の実施、各管理職による自主検査の実施、無通告監査の実施等の不祥事未然防止対策を実施しています。

個人情報保護方針

愛知みなみ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

１．当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい（保護法第２条第１項、第２項）、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいい（番号利用法２条第８項）、以下同様とします。

２．当組合は、個人情報の取扱いについて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

３．当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

４．当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

５．当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るこ

となく、個人データを第三者に提供しません。
　また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

６．当組合は、仮名加工情報（保護法第２条第５項）および匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

７．当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

８．当組合は、保有個人データ等について、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。
　保有個人データとは、当組合が、本人又はその代理人から求められる開示、内容訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいいます（保護法第 16 条第４項）。

９．当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10．当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

①苦情処理措置の内容

　当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当ＪＡの相談・苦情等受付窓口＞
◇信用事業　〇金融部
　電話番号：０５３１－３４－０３７８
　受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）
　※相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。
　〇ＪＡバンク相談所（(一社) ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）
　電話番号：０３－６８３７－１３５９
　受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）
◇共済事業　〇共済部
　電話番号：０５３１－３４－０３７９
　受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）
　※相談・苦情等については、まずは当組合の窓口へお申出ください。なお、ＪＡ共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、ＪＡ共済全般に関するお問い合

わせをお電話で受け付けております。

〇ＪＡ共済相談受付センター（ＪＡ共済連全国本部）

電話番号：０１２０－５３６－０９３

受付時間：午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）

午前9時～午後5時（土曜日）

※日・祝日および12月29日～1月3日は休業日

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業

愛知県弁護士会紛争解決センター

電話番号：０５２－２０３－１７７７（本会）

０５６４－５４－９４４９（西三河支部）

受付時間：午前10時～午後4時　（土・日・祝日・年末年始を除く）

◇共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店等を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

ＪＡ愛知みなみ組織機構図（令和7年7月1日現在）

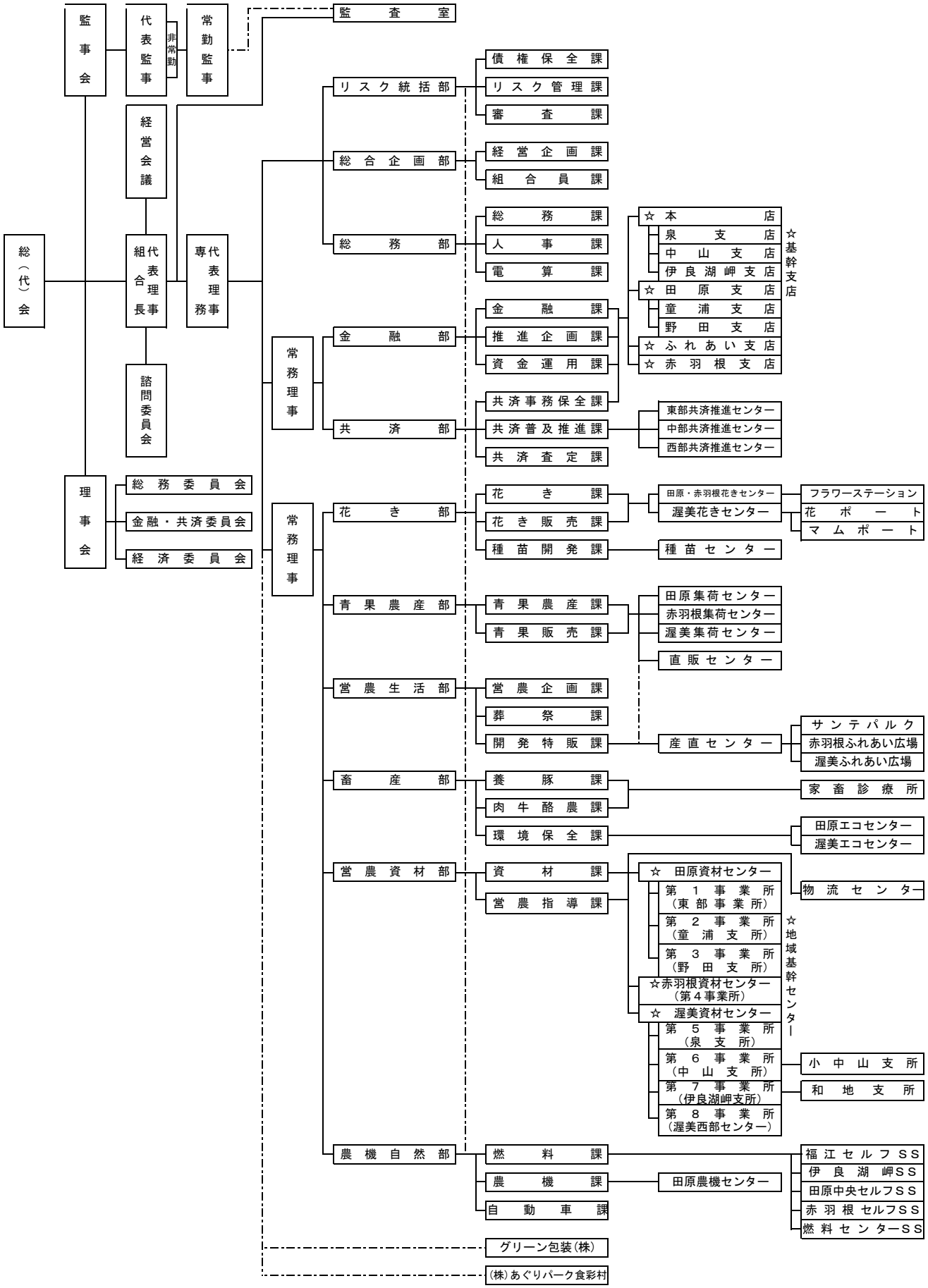

役員の氏名及び役職

役　職　名	常勤・非常勤の別	氏　名	役　職　名	常勤・非常勤の別	氏　名
代表理事組合長	常　勤	鈴　木　照　彦	理　　事	非常勤	川　口　喜　史
代表理事専務	〃	間　瀬　浩　文	理　　事	〃	河　合　秀　敏
常務理事	〃	小 久 保 禮 次	理　　事	〃	花　井　　弘
常務理事	〃	森　下　健　一	理　　事	〃	渡　邉　康　宏
理　　事	非常勤	西　山　直　司	理　　事	〃	杉　原　桂　子
理　　事	〃	藤　井　啓　一	理　　事	〃	山 本 恵 美 子
理　　事	〃	山　田　秀　幸	理　　事	〃	齋 藤 佐 知 子
理　　事	〃	長　神　朋　尚	理　　事	〃	橋　本　美　和
理　　事	〃	河　合　年　宏	代表監事	〃	中　村　孝　司
理　　事	〃	伊　藤　和　彦	常勤監事	常勤	鈴　木　勝　年
理　　事	〃	鈴　木　久　永	監　　事	非常勤	鈴　木　利　昌
理　　事	〃	河　合　毅　司	監　　事	〃	杉　浦　英　人
理　　事	〃	杉　浦　正　浩	監　　事	〃	河　合　芳　広
理　　事	〃	片　山　悦　司	監　　事	〃	仲　谷　陽　子
理　　事	〃	井　本　哲　史			

（令和７年７月１日現在）

職員数

区　分		令和５年度末	令和６年度末	増　　減
職員数	一般職員	515	523	8
	営農指導員	14	11	▲3
合　　計		529	534	5
	うち常勤嘱託等	76	72	▲4
	うち出向者	2	2	―

（注）職員数は出向者、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、被出向者及び臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和７年７月１日現在）　所在地　東京都港区芝 5-29-11
G-BASE 田町 14 階

業績及び財務の状況

事業の概況

長引く円安や緊迫する世界情勢により生産資材価格は高騰・高止まりが続き、農畜産物は、地球温暖化がもたらす異常気象の激甚化・頻発化による被害に加え、病害虫や鳥獣による被害も深刻化しており、ＪＡを取り巻く環境は厳しい状況となっております。

こうした中、当組合の財務状況については、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んできた結果、自己資本比率は30.40%（前年度対比2.87ポイント増）となり、信用事業の不良債権比率は2.92%（前年度対比1.30ポイント増）となっております。

当組合におきましては、経営理念や基本方針のもと、第９次中期経営計画への取り組みにより業務改善や業務連携にて組織基盤強化を図り、農家所得増大及び地域農業の持続的な発展に向けて努めてまいりました。

加えて、多様なリスクに対応するリスク管理態勢の確立、内部統制構築を目指し、全般統制整備に基づく進捗管理・改善に取り組んでまいりました。さらに、組合長に直属した監査室による内部監査を実施してまいりました。

また、地域の地権者及び担い手の意向を幅広く集約し、田原市が定める地域計画に反映されるよう、農地中間管理機構と連携し、農地利用の集積・集約化を18件進めました。

この結果、収支面では事業利益が前年度対比114.0%で599,350千円、経常利益は前年度対比117.0%で833,720千円、当期剰余金は前年度対比193.6%で715,790千円となりました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

ア　信用事業

貯金については、取引メイン化に取り組み、前年度対比102.4%の198,066,315千円となりました。また、貸出金については、融資専任体制の強化により、前年度対比101.2%で20,207,833千円となりました。

イ　共済事業

３Ｑ活動等の実施により、組合員・利用者の皆さまとのつながりを強化し、一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供に取り組みました。

ウ　購買事業

【資材部門】

原材料価格・製造諸経費等の値上げの影響を受け資材価格は高騰となりました。また、極端な異常気象により青果物が小玉傾向や出荷量減少に伴い出荷資材が減少し、購買品供給取扱高は、前年度対比98.1%で5,934,271千円となりました。

【畜産部門】

各畜種において、廃業農家の影響等により配合飼料取扱数量が減少し、インボイス制度により素畜実績も減少したため、畜産部門の購買品供給取扱高は前年度対比82.2%で3,102,515千円となりました。

【農機自燃部門】

露地野菜等価格高騰により農機具・自動車の販売が好調であり、燃料油価格は高止まり中、暖房油種の需要が伸びたことにより、農機自燃部門の購買品供給取扱高は前年度対比105.4%で6,527,121千円となりました。

エ　販売事業

【花き部門】

切花は販売単価が一時期大きく崩れたものの、夏場以降は高温の影響で出荷量が伸び悩んだ結果単価高となり比較的堅調に推移しましたが、鉢物類の需要落ち込みが影響し、花き部門の販売品販売取扱高は前年対比99.5%で19,849,201千円となりました。

【青果部門】

青果取扱品目の多くは数量減の単価高で推移し、シーズンを通し過去にない価格で続伸しました。３月には果菜類中心に出荷量の増加により相場は軟調に推移しましたが、青果農産部門の販売品販売取扱高は前年度対比132.1%で20,464,539千円となりました。

【畜産部門】

取扱数量については、肉豚は規模拡大等により大きく増加し前年比 120.0%、肉牛も順調な出荷により前年比 102.6%で推移したことにより、畜産部門の販売品販売取扱高は前年度対比 109.0%で 9,892,378 千円となりました。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、30.40%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

〇普通出資による資本調達額

項　目	内　容
発行主体	愛知みなみ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,264 百万円（前年度 1,278 百万円）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

◇自己資本比率の算定に関する方針

当ＪＡでは、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、組織面では、事業推進部門から独立したリスク管理担当部門が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

貸　借　対　照　表

・令和6年度　令和7年3月31日現在
・令和5年度　令和6年3月31日現在

（単位：千円）

科　目	金　額		科　目	金　額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
［資産の部］			［負債の部］		
1 信用事業資産	199,903,613	203,099,301	1 信用事業負債	194,388,769	199,117,316
(1)現金	887,299	1,213,260	(1)貯金	193,407,113	198,066,315
(2)預金	159,484,543	162,772,938	(2)借入金	713,550	592,726
系統預金	159,474,990	162,768,645	(3)その他の信用事業負債	268,105	458,274
系統外預金	9,552	4,292	未払費用	8,246	50,861
(3)有価証券	18,762,731	18,032,550	その他の負債	259,858	407,413
国債	6,446,960	6,447,440	2 共済事業負債	903,776	907,546
地方債	5,169,300	5,004,600	(1)共済資金	528,554	524,419
政府保証債	1,328,000	1,295,280	(2)未経過共済付加収入	365,094	369,490
社債	5,061,210	4,840,830	(3)共済未払費用	9,297	9,524
株式	69,056	61,939	(4)その他の共済事業負債	830	4,111
受益証券	688,205	382,461	3 経済事業負債	1,947,555	2,034,689
(4)貸出金	19,977,628	20,207,833	(1)経済事業未払金	1,544,835	1,661,207
(5)その他の信用事業資産	933,101	989,996	(2)経済受託債務	60,599	38,278
未収収益	901,116	897,006	(3)その他の経済事業負債	342,120	335,203
その他の資産	31,984	92,989	4 雑負債	1,476,871	1,247,439
(6)貸倒引当金	▲ 141,692	▲ 117,277	(1)未払法人税等	3,806	37,610
2 共済事業資産	29,784	27,908	(2)リース債務	10,046	793
(1)その他の共済事業資産	29,784	27,908	(3)その他の負債	1,346,885	1,209,035
3 経済事業資産	5,567,028	5,916,444	(4)特別勘定	116,133	－
(1)経済事業未収金	4,335,195	4,620,562	5 諸引当金	1,007,003	824,231
(2)経済受託債権	53,942	43,452	(1)賞与引当金	214,616	274,181
(3)棚卸資産	912,229	970,764	(2)退職給付引当金	427,817	219,301
購買品	828,307	886,957	(3)役員退職慰労引当金	20,975	28,735
その他の棚卸資産	83,921	83,807	(4)特例業務負担金引当金	343,594	302,012
(4)その他の経済事業資産	451,173	461,118	**負債の部 合計**	**199,723,975**	**204,131,223**
(5)貸倒引当金	▲ 185,513	▲ 179,453	［純資産の部］		
4 雑資産	1,214,298	911,314	1 組合員資本	25,863,926	26,361,395
5 固定資産	7,431,144	6,919,948	(1)出資金	1,278,722	1,264,490
(1)有形固定資産	7,306,262	6,820,310	(2)利益剰余金	24,587,831	25,098,161
建物	9,258,759	9,344,021	利益準備金	5,467,798	5,467,798
機械装置	4,843,264	3,661,837	その他利益剰余金	19,120,033	19,630,363
土地	2,312,198	2,302,566	特別積立金	11,140,713	11,140,713
リース資産	84,499	84,499	税効果調整積立金	278,375	248,546
建設仮勘定	2,290	1,400	施設整備等積立金	500,000	2,520,000
その他の有形固定資産	2,223,942	2,248,833	リスク対策積立金	4,020,000	4,490,000
減価償却累計額	▲ 11,418,692	▲ 10,822,848	合併記念事業積立金	50,000	50,000
(2)無形固定資産	124,881	99,638	当期未処分剰余金	3,130,944	1,181,103
6 外部出資	9,760,050	10,657,440	（うち当期剰余金）	(369,817)	(715,790)
系統出資	9,546,680	10,444,070	(3)処分未済持分	▲ 2,627	▲ 1,256
系統外出資	194,870	194,870	2 評価・換算差額等	▲ 1,403,608	▲ 2,711,713
子会社等出資	18,500	18,500	(1)その他有価証券評価差額金	▲ 1,403,608	▲ 2,711,713
7 繰延税金資産	278,375	248,546	**純資産の部 合計**	**24,460,318**	**23,649,681**
資産の部 合計	**224,184,293**	**227,780,905**	**負債及び純資産の部 合計**	**224,184,293**	**227,780,905**

損　益　計　算　書

・令和6年度　令和6年4月1日～令和7年3月31日
・令和5年度　令和5年4月1日～令和6年3月31日　（単位：千円）

科　　目	金　額			
	令和5年度		令和6年度	
1　事業総利益		5,835,930		6,089,638
事業収益		17,300,076		17,360,797
事業費用		11,464,146		11,271,159
(1) 信用事業収益	1,395,144		1,296,226	
資金運用収益	1,241,752		1,220,645	
（うち預金利息）	(854,392)		(856,412)	
（うち有価証券利息）	(128,385)		(131,817)	
（うち貸出金利息）	(213,447)		(199,890)	
（うちその他受入利息）	(45,526)		(32,525)	
役務取引等収益	51,828		58,355	
その他事業直接収益	34,960		2,574	
その他経常収益	66,602		14,651	
(2) 信用事業費用	185,183		173,759	
資金調達費用	17,885		110,469	
（うち貯金利息）	(12,231)		(106,032)	
（うち給付補填備金繰入）	(324)		(305)	
（うち借入金利息）	(3,456)		(2,828)	
（うちその他支払利息）	(1,872)		(1,303)	
役務取引等費用	15,890		17,212	
その他事業直接費用	69,330		16,143	
その他経常費用	82,078		29,933	
（うち貸倒引当金繰入額）	(21,864)			
（うち貸倒引当金戻入益）			(▲ 24,414)	
信用事業総利益		1,209,960		1,122,467
(3) 共済事業収益	1,016,501		1,024,793	
共済付加収入	946,649		937,165	
その他の収益	69,852		87,627	
(4) 共済事業費用	44,639		45,405	
共済推進費	39,984		40,428	
その他の費用	4,655		4,977	
共済事業総利益		971,862		979,388
(5) 購買事業収益	11,823,672		11,799,651	
購買品供給高	11,462,738		11,371,868	
購買手数料	233,855		290,133	
その他の収益	127,079		137,650	
(6) 購買事業費用	10,231,518		10,150,013	
購買品供給原価	10,150,725		10,041,372	
購買品供給費	103,864		110,688	
その他の費用	▲ 23,070		▲ 2,047	
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 30,725)		(▲ 10,016)	
（うち貸倒損失）	(142)		－	
購買事業総利益		1,592,153		1,649,637
(7) 販売事業収益	1,873,927		2,181,670	
販売手数料	1,287,263		1,479,721	
その他の収益	586,663		701,948	
(8) 販売事業費用	217,367		213,893	
販売費	213,107		193,989	
その他の費用	4,260		19,903	
（うち貸倒引当金繰入額）			(596)	
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 6,230)			
販売事業総利益		1,656,559		1,967,776
(9) 保管事業収益	4,926		4,365	
(10) 保管事業費用	83		130	
保管事業総利益		4,843		4,235
(11) 加工事業収益	426,404		246,313	
(12) 加工事業費用	258,310		96,637	
（うち貸倒引当金繰入額）			(888)	
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 66)			
加工事業総利益		168,093		149,676

科　　目	金　　額			
	令和5年度		令和6年度	
(13) 利用事業収益	580,591		602,979	
(14) 利用事業費用	448,573		495,394	
（うち貸倒引当金繰入額）			(837)	
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 582)			
利用事業総利益		132,017		107,584
(15) 葬祭事業収益	374,758		416,428	
(16) 葬祭事業費用	249,354		280,848	
（うち貸倒引当金繰入額）			(1,545)	
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 29)			
葬祭事業総利益		125,403		135,580
(17) 資産管理事業収益	699		871	
(18) 資産管理事業費用	308		135	
資産管理事業総利益		391		735
(19) その他事業収益	1,617		1,859	
(20) その他事業費用	7,235		7,773	
（うち貸倒引当金繰入額）			(89)	
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲ 49)			
その他事業総損失		5,617		5,914
(21) 指導事業収入	92,192		106,606	
(22) 指導事業支出	111,930		128,135	
指導事業収支差額		▲ 19,738		▲ 21,529
2　事業管理費		5,310,408		5,490,288
(1) 人件費	3,638,498		3,658,926	
(2) 業務費	297,720		317,657	
(3) 諸税負担金	185,991		164,609	
(4) 施設費	1,179,072		1,338,695	
(5) その他事業管理費	9,126		10,400	
事業利益		525,521		599,350
3　事業外収益		215,039		255,697
(1) 受取雑利息	16,476		13,440	
(2) 受取出資配当金	141,302		142,689	
(3) 賃貸料	10,604		17,158	
(4) 雑収入	46,656		82,409	
4　事業外費用		27,830		21,327
(1) 支払雑利息	－		－	
(2) 寄付金	749		745	
(3) 雑損失	27,081		20,582	
経常利益		712,731		833,720
5　特別利益		1,680,764		128,632
(1) 固定資産処分益	162,352		407	
(2) 一般補助金	1,518,412		12,092	
(3) 特別勘定戻入額	－		116,133	
6　特別損失		1,787,430		148,966
(1) 固定資産処分損	6,083		5,980	
(2) 固定資産撤去費用	12,016		－	
(3) 固定資産圧縮損	1,518,412		128,225	
(4) 減損損失	134,785		14,760	
(5) 特別勘定繰入額	116,133		－	
税引前当期利益		606,065		813,386
法人税、住民税及び事業税	8,696		67,767	
法人税等調整額	227,552		29,828	
法人税等合計		236,248		97,595
当期剰余金		369,817		715,790
当期首繰越剰余金		203,575		245,484
施設整備等積立金取崩額		2,200,000		180,000
リスク対策積立金取崩額		130,000		10,000
税効果調整積立金取崩額		227,552		29,828
当期未処分剰余金		3,130,944		1,181,103

注記表

令和５年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・子会社株式及び関連会社株式
…移動平均法による原価法

・その他有価証券
時価のあるもの
…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等
…移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品（店舗在庫）
…売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・購買品（店舗在庫以外）
…移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産（店舗在庫）
…売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）
…移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

・建物　６年～50 年　　・機械装置　７年～17 年

②　無形固定資産

定額法によっています。なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を「０」として、見込借地期間で均等償却しています。

また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を「０」とする定額法により償却しています。

(3)引当金の計上基準

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債

令和６年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

・子会社株式及び関連会社株式
…移動平均法による原価法

・その他有価証券
時価のあるもの
…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

市場価格のない株式等
…移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品（店舗在庫）
…売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・購買品（店舗在庫以外）
…移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産（店舗在庫）
…売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・その他の棚卸資産（店舗在庫以外）
…移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2)固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しています。ただし、平成 10 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。

主な耐用年数は以下の通りです。

・建物　６年～50 年　　・機械装置　７年～17 年

②　無形固定資産

定額法によっています。なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を「０」として、見込借地期間で均等償却しています。

また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を「０」とする定額法により償却しています。

(3)引当金の計上基準

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次のとおり計上しています。

個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債

令和５年度	令和６年度
務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。 上記以外の債権については、今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎として貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。 **②　賞与引当金** 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。 **③　退職給付引当金** 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。 **④　役員退職慰労引当金** 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。 **⑤　特例業務負担金引当金** 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。 **(4) 収益及び費用の計上基準** **①　収益認識関連** 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。 ア　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 イ　販売事業（委託販売取引） 組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ウ　加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、供花・堆肥・精白米等を製造して販売する事業であり、当組合は	務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。 上記以外の債権については、今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎として貸倒実績率等の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。 **②　賞与引当金** 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。 **③　退職給付引当金** 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア　退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。 **④　役員退職慰労引当金** 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。 **⑤　特例業務負担金引当金** 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。 **(4) 収益及び費用の計上基準** **①　収益認識関連** 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。 ア　購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 イ　販売事業（委託販売取引） 組合員が生産した農畜産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農畜産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農畜産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ウ　加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、供花・堆肥・精白米等を製造して販売する事業であり、当組合は

令和５年度

利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工した商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

エ　利用事業

ライスセンター・育苗等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ　葬祭事業

組合員のニーズに基づき葬儀を提案・実施する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「０」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

②　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。葬祭事業収益のうち、当組合が代理人として葬儀用品等の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

①　当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：59,548千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金等の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を

令和６年度

利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工した商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

エ　利用事業

ライスセンター・育苗等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ　葬祭事業

組合員のニーズに基づき葬儀を提案・実施する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。

(6)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「０」で表示しています。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

②　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。葬祭事業収益のうち、当組合が代理人として葬儀用品等の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)貸出金等の一般貸倒引当金計上にあたっての貸倒実績率の補正

①　当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：59,415千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸出金等の一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を

令和５年度

行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当ＪＡの貸出金等のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①　当事業年度の計算書類に計上した減損損失：134,785 千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3)繰延税金資産の回収可能性

①　当事業年度の計算書類に計上した金額：278,375 千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は 4,351,410 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　1,033,724 千円　　機械装置　2,526,453 千円
その他有形固定資産　791,232 千円

(2)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額：　39,241 千円
・子会社等に対する金銭債務の総額：446,994 千円

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額：34,447 千円
・理事及び監事に対する金銭債務はありません。

令和６年度

行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当ＪＡの貸出金等のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①　当事業年度の計算書類に計上した減損損失：14,760千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3)繰延税金資産の回収可能性

①　当事業年度の計算書類に計上した金額：248,546 千円

②　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。

翌年度以降の課税所得の見積りについては、地域の人口動向、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した中長期計画及び事業計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。このうち、地域の人口動向、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は 4,462,952 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物　1,600,229 千円　　機械装置　2,506,770 千円
その他有形固定資産　352,953 千円

(2)子会社等に対する金銭債権・債務の総額

・子会社等に対する金銭債権の総額：　32,866千円
・子会社等に対する金銭債務の総額：427,203 千円

(3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額：21,938 千円
・理事及び監事に対する金銭債務はありません。

令和５年度

(4) 農協法等開示債権の状況　（単位：千円）

破産更生債権及び これらに準ずる債権	289,908
危険債権	32,914
三月以上延滞債権	―
貸出条件緩和債権	―
合　計	322,822

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記１及び２の債権を除きます。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記 1,2 の債権及び 3 の貸出金を除きます。）
5. なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額　（単位：千円）

	収　益	費　用
事業取引高	4,243	1,004,548
事業取引以外の取引高	3,879	―
総　額	8,123	1,004,548

(2) 減損損失に関する注記

①　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場　所	用　途	種　類
田原資材センター	資材事業部門施設	土地及び 器具備品等
渥美資材センター	資材事業部門施設	土地及び 建物等
産直センター （サンテパルク内）	産直事業部門施設	器具備品
農機自動車整備センター	農機自動車事業部 門施設	土地及び 建物等
田原農機センター	農機事業部門施設	土地及び 建物
和地町北屋敷	遊休資産	建物

当組合は、事業別の管理会計上の区分を基本に、信用共済事業は支店ごと、購買事業は支所ごと、直売所・給油所・整備工場は店舗や施設ごと、葬祭事業は葬祭事業全体を１つのグループとして、それぞれ一般資産としてグルーピングしています。また、集荷センター関連施設については、管轄地区の共用資産とし、本所、花き販売関連施設・育苗施設・農業倉庫・地区の共用資産以外のその他農業関連施設は一般資産のキャッシュフローの生成に寄与していると考えられるため、全体の共用資産としています。

②　減損損失の認識に至った経緯

上記表における田原資材センター、サンテパルク、農機自動車整備センター、田原農機センターについては、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しまし

令和６年度

(4) 農協法等開示債権の状況　（単位：千円）

破産更生債権及び これらに準ずる債権	204,841
危険債権	382,705
三月以上延滞債権	―
貸出条件緩和債権	―
合　計	587,546

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記１及び２の債権を除きます。）
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記1,2の債権及び3の貸出金を除きます。）
5. なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額　（単位：千円）

	収　益	費　用
事業取引高	14,384	837,043
事業取引以外の取引高	4,040	―
総　額	18,424	837,043

(2) 減損損失に関する注記

①　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次のとおりです。

場　所	用　途	種　類
田原資材センター	資材事業部門施設	土地
産直センター （サンテパルク内）	産直事業部門施設	器具備品 及び一括器 具備品
農機自動車整備センター	農機自動車事業部 門施設	土地及び 建物等
田原農機センター	農機事業部門施設	土地

当組合は、事業別の管理会計上の区分を基本に、信用共済事業は支店ごと、購買事業は支所ごと、直売所・給油所・整備工場は店舗や施設ごと、葬祭事業は葬祭事業全体を１つのグループとして、それぞれ一般資産としてグルーピングしています。また、本所、花き販売関連施設・育苗施設・農業倉庫・その他農業関連施設は一般資産のキャッシュフローの生成に寄与していると考えられるため、全体の共用資産として、田原集荷センター関連施設は田原地区の共用資産、赤羽根集荷センター関連施設は赤羽根地区の共用資産、渥美集荷センター関連施設は渥美地区の共用資産としています。

②　減損損失の認識に至った経緯

上記表における田原資材センター、サンテパルク、農機自動車整備センター、田原農機センターについては、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しまし

令和５年度	令和６年度
た。 渥美資材センターは土地の市場価格が下落しており、使用価値が帳簿価額に達しないため、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。 また、遊休資産については、賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。	た。
③　特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳 ・資材事業部門施設 85,344 千円 （建物 14,992 千円、土地 66,559 千円、その他固定資産等 3,793 千円） ・産直事業部門施設 80 千円 （その他固定資産等 80 千円） ・農機自動車事業部門施設 49,057 千円 （建物 18,396 千円、土地 19,486 千円、その他固定資産等 11,175 千円） ・遊休資産 304 千円（土地 304 千円）	**③　特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳** ・資材事業部門施設 522 千円 （土地 522 千円） ・産直事業部門施設 593 千円 （その他固定資産等 593 千円） ・農機自動車事業部門施設 13,643 千円 （建物 3,510 千円、土地 9,108 千円、その他固定資産等 1,023 千円）
④　回収可能価額の算出方法 渥美資材センターの回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は 2.17%です。 その他施設の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額に基づき算定されています。	**④　回収可能価額の算出方法** 正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額に基づき算定されています。
5. 金融商品に関する注記 **(1)金融商品の状況に関する事項** **①　金融商品に対する取組方針** 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 また、農家組合員への農業制度資金の転貸を目的とした借入を行っています。	**6. 金融商品に関する注記** **(1)金融商品の状況に関する事項** **①　金融商品に対する取組方針** 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 また、農家組合員への農業制度資金の転貸を目的とした借入を行っています。
②　金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。	**②　金融商品の内容及びそのリスク** 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金は、長期間にわたり金利の変動リスクに晒されています。 営業債権である経済事業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。
③　金融商品に係るリスク管理体制 ア　信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全	**③　金融商品に係るリスク管理体制** ア　信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全

令和５年度

化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ　市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.17%上昇したものと想定した場合には、経済価値が255,149千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

令和６年度

化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ　市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.03%上昇したものと想定した場合には、経済価値が38,379千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ウ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

令和５年度

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	159,484,543	159,382,910	▲101,632
有価証券	18,762,731	18,762,731	－
その他有価証券	18,762,731	18,762,731	－
貸出金	19,977,628		
貸倒引当金(注)	▲141,692		
貸倒引当金控除後	19,835,936	20,012,763	176,827
経済事業未収金	4,335,195		
貸倒引当金(注)	▲185,513		
貸倒引当金控除後	4,149,682	4,149,682	－
資産　計	202,232,893	202,308,088	75,194
貯金	193,407,113	193,302,611	▲104,501
借入金	713,550	706,589	▲6,961
負債　計	194,120,663	194,006,201	▲111,462

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ．経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

令和６年度

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	162,772,938	162,407,566	▲365,371
有価証券	18,032,550	18,032,550	－
その他有価証券	18,032,550	18,032,550	－
貸出金	20,207,833		
貸倒引当金(注)	▲117,277		
貸倒引当金控除後	20,090,556	20,091,000	444
経済事業未収金	4,620,562		
貸倒引当金(注)	▲179,453		
貸倒引当金控除後	4,441,109	4,441,109	－
資産　計	205,337,153	204,972,226	▲364,927
貯金	198,066,315	197,699,098	▲367,216
借入金	592,726	575,807	▲16,918
負債　計	198,659,041	198,274,906	▲384,135

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

②　金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア．預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ．経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

令和５年度

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	9,760,050
合　　計	9,760,050

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	159,484,529	－	－	－	－	－
有価証券	442,295	300,000	600,000	－	874,287	17,778,113
その他有価証券のうち満期のあるもの	442,295	300,000	600,000		874,287	17,778,113
貸出金（注1,2,3）	2,344,788	1,683,362	1,462,564	1,256,748	1,095,939	11,956,112
経済事業未収金（注4）	4,160,248	－	－	－	－	－
合　計	166,431,861	1,983,362	2,062,564	1,256,748	1,970,226	29,734,225

（注１）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）405,445 千円については「１年以内」に含めています。

（注２）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 173,371 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注３）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件 4,742 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（注４）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 174,946 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（注）	185,852,943	6,370,047	755,399	126,002	223,324	79,394
借入金	124,263	105,065	79,528	68,171	60,990	275,531
合　計	185,977,206	6,475,113	834,928	194,174	284,315	354,925

（注）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

令和６年度

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③　市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	10,657,440
合　　計	10,657,440

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	162,772,938	－	－	－	－	－
有価証券	300,000	700,000	300,000	796,150	1,000,000	17,572,044
その他有価証券のうち満期のあるもの	300,000	700,000	300,000	796,150	1,000,000	17,572,044
貸出金（注1,2,3）	2,255,208	1,648,783	1,416,635	1,219,467	1,070,583	12,423,985
経済事業未収金（注4）	4,451,720	－	－	－	－	－
合　計	169,779,867	2,348,783	1,716,635	2,015,617	2,070,583	29,996,030

（注１）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）386,539 千円については「１年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「５年超」に含めています。

（注２）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 171,262 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注３）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部のみが実行されている案件 1,906 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

（注４）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 168,841 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤　借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（注）	191,975,542	1,421,208	4,061,197	226,466	285,369	96,530
借入金	104,383	79,478	68,621	62,199	57,137	220,906
合　計	192,079,926	1,500,686	4,129,818	286,665	342,507	317,437

（注）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

令和５年度

6. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	69,056	42,977	26,078
	債券	1,820,780	1,801,232	19,547
	国債	104,890	101,283	3,606
	地方債	808,100	799,952	8,147
	社債	907,790	899,997	7,792
	受益証券	12,678	9,803	2,874
	小　計	1,902,514	1,854,014	48,500
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの				
	債券	16,184,690	17,581,545	▲1,396,855
	国債	6,342,070	6,986,925	▲644,855
	地方債	4,361,200	4,798,360	▲437,160
	社債	4,153,420	4,299,104	▲145,684
	政府保証債	1,328,000	1,497,154	▲169,154
	受益証券	675,527	730,780	▲55,252
	小　計	16,860,217	18,312,326	▲1,452,108
合　計		18,762,731	20,166,340	▲1,403,608

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

（単位：千円）

		売却額	売却益	売却損
株式		42,671	14,516	―
債券		1,184,086	33,809	50,000
	国債	714,475	14,170	―
	地方債	311,613	11,640	―
	社債	50,000	―	50,000
	政府保証債	107,998	7,998	―
受益証券		248,265	6,575	19,330
合　計		1,475,022	54,900	69,300

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,914,082 千円
勤務費用	183,985 千円
利息費用	20,418 千円
数理計算上の差異の発生額	▲121,945 千円
退職給付の支払額	▲274,653 千円
過去勤務費用の発生額	▲121,181 千円
期末における退職給付債務	3,600,707 千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,496,519 千円
期待運用収益	33,216 千円
数理計算上の差異の発生額	▲2,389 千円
特定退職金共済制度への拠出金	115,715 千円

令和６年度

7. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	48,305	31,532	16,772
	債券	200,710	200,000	710
	社債	200,710	200,000	710
	受益証券	14,266	13,010	1,256
	小　計	263,282	244,543	18,739
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	13,633	14,866	▲1,232
	債券	17,387,440	20,082,707	▲2,695,267
	国債	6,447,440	7,687,693	▲1,240,253
	地方債	5,004,600	5,898,433	▲893,833
	社債	4,640,120	4,899,253	▲259,133
	政府保証債	1,295,280	1,597,327	▲302,047
	受益証券	368,194	402,146	▲33,951
	小　計	17,769,268	20,499,720	▲2,730,452
合　計		18,032,550	20,744,263	▲2,711,713

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

（単位：千円）

		売却額	売却益	売却損
株式		22,252	4,794	―
債券		398,411	641	―
	国債	398,411	641	―
受益証券		266,677	2,425	12,693
合　計		687,340	7,860	12,693

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,600,707 千円
勤務費用	157,761 千円
利息費用	29,934 千円
数理計算上の差異の発生額	▲240,865 千円
退職給付の支払額	▲125,118 千円
期末における退職給付債務	3,422,419 千円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,495,208 千円
期待運用収益	34,253 千円
数理計算上の差異の発生額	▲1,525 千円
特定退職金共済制度への拠出金	113,663 千円

令和５年度

確定給付企業年金制度への拠出金	77,581 千円
退職給付の支払額	▲225,435 千円
期末における年金資産	3,495,208 千円

④　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,600,707 千円
年金資産	▲3,495,208 千円
特定退職金共済制度	▲1,879,326 千円
確定給付企業年金制度	▲1,615,882 千円
未積立退職給付債務	105,498 千円
未認識数理計算上の差異	163,282 千円
未認識過去勤務費用	159,036 千円
貸借対照表計上額純額	427,817 千円
退職給付引当金	427,817 千円

⑤　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	183,985 千円
利息費用	20,418 千円
期待運用収益	▲33,216 千円
数理計算上の差異の費用処理額	▲28,711 千円
過去勤務費用の費用処理額	▲66,634 千円
合　　計	75,841 千円

⑥　年金資産の主な内訳

ア　特定退職金共済制度

債券	63%
年金保険投資	28%
現金及び預金	4%
その他	5%
合　　計	100%

イ　確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
合　　計	100%

⑦　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧　割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.03%～2.28%
長期期待運用収益率	0.95%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は 41,245 千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和６年３月現在における令和 14 年３月までの特例業務負担金の将来見込額は 329,036 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	71,402 千円

令和６年度

確定給付企業年金制度への拠出金	60,230 千円
退職給付の支払額	▲103,801 千円
期末における年金資産	3,598,028 千円

④　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,422,419 千円
年金資産	▲3,598,028 千円
特定退職金共済制度	▲1,950,390 千円
確定給付企業年金制度	▲1,647,637 千円
未積立退職給付債務	▲175,608 千円
未認識数理計算上の差異	310,083 千円
未認識過去勤務費用	84,826 千円
貸借対照表計上額純額	219,301 千円
退職給付引当金	219,301 千円

⑤　退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	157,761 千円
利息費用	29,934 千円
期待運用収益	▲34,253 千円
数理計算上の差異の費用処理額	▲92,538 千円
過去勤務費用の費用処理額	▲74,209 千円
合　　計	▲13,304 千円

⑥　年金資産の主な内訳

ア　特定退職金共済制度

債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
合　　計	100%

イ　確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
合　　計	100%

⑦　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧　割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.49%～2.93%
長期期待運用収益率	0.98%

(2)特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は 42,305 千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より示された令和７年３月現在における令和 14 年３月までの特例業務負担金の将来見込額は 302,132 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過	63,937 千円

令和５年度

特例業務負担金引当金	94,144 千円
退職給付引当金	117,221 千円
賞与引当金	58,804 千円
その他有価証券評価差額金	384,588 千円
借地にかかる造成等による償却	35,840 千円
固定資産減損損失	182,440 千円
未払事業税等	293 千円
貸出金未収利息不計上額	16,394 千円
その他	34,607 千円
繰延税金資産　小計	995,740 千円
評価性引当額	▲717,365 千円
繰延税金資産　合計	278,375 千円

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.2%
事業分量配当	▲8.1%
法人税額の特別控除	▲0.1%
評価性引当額の増減	▲20.9%
住民税均等割	0.4%
その他	▲0.1%
税効果適用後の法人税等負担率	39.0%

9. 収益認識に関する注記

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和６年度

特例業務負担金引当金	84,563 千円
退職給付引当金	61,507 千円
賞与引当金	75,125 千円
その他有価証券評価差額金	761,991 千円
借地にかかる造成等による償却	36,839 千円
固定資産減損損失	184,133 千円
未払事業税等	4927 千円
貸出金未収利息不計上額	17,181 千円
その他	40,670 千円
繰延税金資産　小計	1,330,878 千円
評価性引当額	▲1,082,331 千円
繰延税金資産　合計	248,546 千円

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.4%
事業分量配当	▲10.1%
法人税額の特別控除	▲1.2%
評価性引当額の増減	▲2.5%
住民税均等割額	0.3%
その他	▲0.5%
税効果適用後の法人税等負担率	12.0%

(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号)」が令和７年３月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以降に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、令和８年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.4%から 28.1%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 3,290 千円増加し、法人税等調整額は 3,290 千円減少しています。

10. 収益認識に関する注記

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

剰余金処分計算書

（単位：円）

項　目	令和５年度	令和６年度
1. 当期未処分剰余金	3,130,944,622	1,181,103,452
2. 剰余金処分額	2,885,460,426	915,209,216
（1）任意積立金	2,680,000,000	590,000,000
施設整備等積立金	2,200,000,000	280,000,000
リスク対策積立金	480,000,000	310,000,000
（2）出資配当金	25,460,426	25,209,216
（3）事業分量配当金	180,000,000	300,000,000
3. 次期繰越剰余金	245,484,196	265,894,236

(注)1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

	令和５年度	令和６年度
	2%	2%

(注)2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

		令和５年度	令和６年度
(1)信用事業			
当座性貯金平均残高	10,000円に対し	0.97円	1.35円
定期性貯金平均残高	10,000円に対し	4.30円	6.90円
(2)共済事業			
長期共済保有高	100,000円に対し	9.14円	15.38円
年金共済（年金年額）			
(3)購買事業			
供給高に対して配当(一部品目は除外)	10,000円に対し	35.77円(平均)	62.68円(平均)
(4)販売事業			
受入高に対して配当(一部品目は除外)	10,000円に対し	9.22円(平均)	14.28円(平均)

(注)3. 任意積立金のうち、目的積立金の種類及び積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標金額		剰余金処分後積立額	
		令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
施設整備等積立金	中長期的に予定する施設取得、既存施設の修繕整備ならびに情報システム開発、更新、利用および機器取得などの投資に備え積立を行い、これに伴う多額の費用・損失が生じた場合、自己資金相当額を理事会の決議により取り崩す。	3,000,000	3,000,000	2,700,000	2,800,000
リスク対策積立金	経済動向の悪化等に伴う債権の貸倒や有価証券・固定資産の減損・除却・処分、地震・台風等の大規模自然災害、法令改正、会計基準の変更等による多額の損失の発生に備えて相当額を積み立てる。多額の被害、賠償及び損失が発生した場合に相当額以内で理事会の決議を経て取り崩す。また、予期せぬ災害等による管内農家の農業経営に危機的な影響が出た場合の農家支援を行うために積み立てる。支援措置を行った場合に相当額以内で理事会の決議を経て取り崩す。	5,000,000	5,000,000	4,500,000	4,800,000
合併記念事業積立金	合併記念事業に要する費用の資金準備のため積立を行い、実施した年度に相当額を取り崩す。	50,000	50,000	50,000	50,000
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立を行う。法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額を取り崩す。			278,375	248,546

(注)4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和５年度	令和６年度
50,000千円	50,000千円

財務諸表の正確性等にかかる確認

確　認　書

①　私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

②　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

〇業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。

〇業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。

〇重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年6月25日
愛知みなみ農業協同組合
代表理事組合長　鈴木　照彦

会計監査人の監査

令和6年度および令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

（単位：百万円、口、人、%）

項　　目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和５年度	令和６年度
貸出金		21,423	20,882	20,129	19,977	20,207
有価証券		14,159	15,578	17,965	18,762	18,032
貯金・定期積金		194,996	195,019	196,226	193,407	198,066
信　　用	事業収益	1,489	1,454	1,449	1,395	1,296
	事業外収益	42	37	37	35	40
	経常収益	1,531	1,492	1,487	1,430	1,336
共　　済	事業収益	1,144	1,117	1,073	1,016	1,024
	事業外収益	26	24	23	22	28
	経常収益	1,171	1,141	1,097	1,039	1,052
農業関連	事業収益	15,490	11,361	12,154	11,735	11,828
	事業外収益	131	108	129	127	151
	経常収益	15,622	11,469	12,283	11,863	11,979
生活その他	事業収益	3,443	3,195	3,372	3,351	3,425
	事業外収益	24	31	21	23	28
	経常収益	3,467	3,227	3,393	3,374	3,454
営農指導	事業収益	105	97	94	92	106
	事業外収益	6	5	5	5	6
	経常収益	111	102	100	97	113
合　　計	事業収益	21,674	17,225	18,144	17,590	17,681
	事業外収益	230	208	218	215	255
	経常収益	21,904	17,433	18,362	17,805	17,937
経常利益		1,211	1,187	1,304	712	833
当期剰余金		823	885	974	369	715
総資産額		227,487	227,186	227,954	224,184	227,780
純資産額		24,908	25,152	25,261	24,460	23,649
出資金額		1,321	1,314	1,300	1,278	1,264
出資口数		2,643,824	2,628,828	2,600,506	2,557,445	2,528,980
出資配当金		52	52	25	25	25
事業分量配当金		300	300	350	180	300
単体自己資本比率		27.10	27.57	28.44	27.53	30.40
職員数		527	548	549	529	534

（注）1. 当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。
2.「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。
3.「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

利益及び利益率

（単位：百万円、%）

項　　目	令和5年度	令和6年度	増　　減
事業総利益	5,835	6,089	253
事業粗利益	5,194	5,343	148
事業粗利益率	2.26	2.34	0.08
事業純益	▲115	▲147	▲31
実質事業純益	▲115	▲147	▲31
コア事業純益	▲101	▲133	▲32
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	▲102	▲138	▲36
経常利益	712	833	▲120
当期剰余金	369	715	345
総資産平均残高	229,484	227,990	▲1,493
純資産勘定平均残高	25,447	25,231	▲215
総資産経常利益率	0.31	0.37	0.06
純資産経常利益率	2.80	3.30	0.50
総資産当期剰余金率	0.16	0.31	0.15
純資産当期剰余金率	1.45	2.84	1.39

（注）　事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100
事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
コア事業純益（投資信託解約損益除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益
総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高×100
純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
総資産当期剰余金率＝当期剰余金÷総資産平均残高×100
純資産当期剰余金率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

信用事業

信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

（単位：百万円、%）

項　　目	令和5年度	令和6年度	増　　減
資金運用収支	1,223	1,110	▲113
資金運用収益	1,241	1,220	▲21
資金調達費用	17	110	▲92
役務取引等収支	35	41	5
役務取引等収益	51	58	6
役務取引等費用	15	17	1
その他事業直接収支	▲34	▲13	20
その他事業直接収益	34	2	▲32
その他事業直接費用	69	16	▲53
その他経常収支	▲15	▲15	0
その他経常収益	66	14	▲51
その他経常費用	82	29	▲52
信用事業粗利益	1,209	1,122	▲87
信用事業粗利益率	0.59	0.56	▲0.03

（注）　信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳と利鞘

（単位：百万円、%）

項　　目	平均残高		利　息		利回り	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	203,489	201,329	1,241	1,220	0.610	0.606
うち預金	163,462	160,787	854	856	0.523	0.533
うち貸出金	20,156	19,968	213	199	1.059	1.001
うち有価証券	19,869	20,573	128	131	0.646	0.641
資金調達勘定	197,273	196,513	17	110	0.009	0.056
うち貯金・定期積金	196,486	195,867	12	106	0.006	0.054
うち譲渡性貯金	―	―	―	―	―	―
うち借入金	787	645	3	2	0.439	0.438
資金運用収支			1,223	1,110		
経費率						
総資金利鞘					0.601	0.550

（注）　総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

資金運用収支の増減

（単位：百万円）

項　　目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
資金運用勘定 （運用利息）	▲110	▲21
うち預金利息	▲64	2
うち貸出金利息	▲11	▲13
うち有価証券利息	14	3
資金調達勘定 （調達利息）	▲2	▲92
うち貯金・定期積金利息	▲1	93
うち譲渡性貯金利息	―	―
うち借入金利息	▲0	▲0
差引	▲108	▲113

（注）　増減額は前年度対比です。

役務取引等収支の内訳

（単位：百万円）

項　　目	令和5年度	令和6年度	増　　減
役務取引等収益	51	58	6
受入為替手数料	23	25	1
その他受入手数料	28	33	4
その他の役務取引等収益	―	―	―
役務取引等費用	15	17	1
支払為替手数料	11	11	0
その他支払手数料	2	2	0
その他の役務取引等費用	2	3	1
役務取引等収支	35	41	5

その他事業直接収支の内訳

（単位：百万円）

項　　目	令和5年度	令和6年度	増　　減
その他事業直接収益	34	2	▲32
うち国債等債券売却益	34	2	▲32
うち国債等債券償還益	―	―	―
その他事業直接費用	69	16	▲53
うち国債等債券売却損	69	12	▲56
うち国債等債券償還損	―	3	3
その他事業直接収支	▲34	▲13	20

貯金

貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和5年度	令和6年度	増　　減
当座性貯金	88,436（ 45.0）	92,694（ 47.3）	4,258
定期性貯金	107,471（ 54.7）	102,534（ 52.3）	▲4,936
譲渡性貯金	―（ ― ）	―（ ― ）	―
その他貯金	578（ 0.2）	638（ 0.3）	59
合　　計	196,486（100.0）	195,867（100.0）	▲618

（注）1. 当座性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. その他貯金＝別段貯金＋納税準備貯金＋出資予約貯金
4. （　）内は構成比です。

固定金利・変動金利別定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和5年度	令和6年度	増　　減
固定金利定期貯金	103,613（ 99.9）	99,896（ 99.9）	▲3,716
変動金利定期貯金	0（ 0.0）	0（ 0.0）	0
定期貯金　計	103,613（100.0）	99,897（100.0）	▲3,716

（注）1. 固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。
2. （　）内は構成比です。

貸出金等

貸出種類別平均残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和５年度	令和６年度	増　　減
手形貸付	―（ ― ）	―（ ― ）	―
証書貸付	19,473（ 96.6）	19,573（ 98.0）	100
当座貸越	415（ 2.1）	395（ 2.0）	▲20
金融機関貸付	268（ 1.3）	0（ 0.0）	▲268
合　　計	20,156（100.0）	19,968（100.0）	▲188

（注）（　）内は構成比です。

固定金利・変動金利別貸出金残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和５年度	令和６年度	増　　減
固定金利貸出	10,829（ 54.2）	9,870（ 48.8）	▲958
変動金利貸出	9,147（ 45.8）	10,336（ 51.2）	1,189
合　　計	19,977（100.0）	20,207（100.0）	230

（注）　（　　）内は構成比です。

貸出金の担保別残高

（単位：百万円）

種　　類	令和５年度	令和６年度	増　　減
物的担保	820	766	▲53
当組合貯金・定期積金担保	574	521	▲53
有価証券担保	―	―	―
不動産担保	193	173	▲19
その他の担保	52	72	19
信用保証センター保証	14,305	13,672	▲633
農業信用基金協会保証	4,510	4,034	▲475
その他の保証	266	1,609	1,343
信用	74	124	49
合　　計	19,977	20,207	230

（注）　物的担保の動産は、その他の担保に含めています。

債務保証見返額の担保別残高

該当はありません

貸出金の使途別残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和５年度	令和６年度	増　　減
設備資金	18,233（ 91.3）	18,508（ 91.6）	275
運転資金	1,739（ 8.7）	1,695（ 8.4）	▲44
合　　計	19,977（100.0）	20,207（100.0）	230

（注）　（　　）内は構成比です。

貸出金業種別残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和５年度	令和６年度	増　減
農業・林業	4,294（ 21.5）	4,074（ 20.2）	▲220
水産業	―（ ― ）	―（ ― ）	―
製造業	―（ ― ）	468（ 2.3 ）	468
鉱業	―（ ― ）	―（ ― ）	―
建設・不動産業	699（ 3.5）	584（ 2.9 ）	▲115
電気・ガス・熱供給・水道業	10（ 0.1）	―（ ― ）	▲10
運輸・通信業	―（ ― ）	63（ 0.3 ）	63
金融・保険業	―（ ― ）	―（ ― ）	―
卸売・小売・飲食・サービス業	39（ 0.2）	286（ 1.4）	247
地方公共団体	74（ 0.4）	108（ 0.5）	34
非営利法人	―（ ― ）	―（ ― ）	―
その他	14,859（ 74.4）	14,618（ 72.3）	▲241
合　　計	19,977（100.0）	20,207（100.0）	230

（注）　（　　）内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	令和5年度	令和6年度	増　減
農業	4,145	3,775	▲370
穀作	28	43	14
野菜・園芸	1,340	1,287	▲52
果樹・樹園農業	66	61	▲5
工芸作物	―	―	―
養豚・肉牛・酪農	654	568	▲85
養鶏・養卵	―	―	―
養蚕	―	―	―
その他農業	2,055	1,814	▲240
農業関連団体等	―	―	―
合　　計	4,145	3,775	▲370

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
2.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確ではない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3.「農業関係団体等」には、当ＪＡ子会社等が含まれています。

②資金種類別

【貸出金】

（単位：百万円）

種　　類	令和5年度	令和6年度	増　減
プロパー資金	1,595	1,622	26
農業制度資金	2,549	2,152	▲396
農業近代化資金	1,810	1,537	▲273
その他制度資金	738	615	▲123
合　　計	4,145	3,775	▲370

（注）1. プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）等が該当します。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

債権区分			債 権 額	保 全 額			
				担　保	保　証	引　当	合　計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		令和５年度	289	75	121	92	289
		令和６年度	204	70	65	68	204
危険債権		令和５年度	32	3	29	―	32
		令和６年度	382	17	364	―	382
要管理債権		令和５年度	―	―	―	―	―
		令和６年度	―	―	―	―	―
	三月以上延滞債権	令和５年度	―	―	―	―	―
		令和６年度	―	―	―	―	―
	貸出条件緩和債権	令和５年度	―	―	―	―	―
		令和６年度	―	―	―	―	―
小　　計		令和５年度	322	78	151	92	322
		令和６年度	587	88	430	68	587
正常債権		令和５年度	19,667				
		令和６年度	19,630				
合　　計		令和５年度	19,989				
		令和６年度	20,218				

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業与信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業与信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。
8. 引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません

貯貸率

（単位：%）

項　　目	令和5年度	令和6年度	増　　減
期末	10.33	10.20	▲0.13
期中平均	10.26	10.19	▲0.07

（注）　貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率のことです。

貸倒引当金の増減額

（単位：百万円）

種　類	令和5年度			令和6年度		
	期首残高	期末残高	純増額	期首残高	期末残高	純増額
一般貸倒引当金	73	59	▲14	59	59	0
個別貸倒引当金	279	267	▲11	267	237	▲30
合　計	353	327	▲25	327	296	▲30

（注）　貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

貸出金償却額

（単位：百万円）

項　　目	令和5年度	令和6年度	増　　減
貸出金償却額	－	－	－
合　計	－	－	－

有価証券

有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　類	令和5年度	令和6年度	増　減
国　　債	6,927	7,415	488
地　方　債	5,310	5,815	504
政府保証債	1,552	1,565	13
金　融　債	―	―	―
短 期 社 債	―	―	―
社　　債	5,093	5,160	66
株　　式	44	41	▲3
そ　の　他	940	575	▲365
合　計	19,869	20,573	703

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別残高

令和５年度

（単位：百万円）

種　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国　　債	―	―	―	―	296	6,150	―	6,446
地　方　債	―	―	100	―	1,397	3,671	―	5,169
政府保証債	―	―	―	―	―	1,328	―	1,328
金　融　債	―	―	―	―	―	―	―	―
短 期 社 債	―	―	―	―	―	―	―	―
社　　債	604	698	498	1,533	1,640	85	―	5,061
株　　式	―	―	―	―	―	―	69	69
そ　の　他	42	―	274	94	92	91	93	688
合　計	646	698	873	1,628	3,426	8,425	372	15,578

令和６年度

（単位：百万円）

種　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国　　債	―	99	98	―	568	5,680	―	6,447
地　方　債	―	―	195	―	1,610	3,199	―	5,004
政府保証債	―	―	98	―	―	1,196	―	1,295
金　融　債	―	―	―	―	―	―	―	―
短 期 社 債	―	―	―	―	―	―	―	―
社　　債	300	891	1,241	1,300	1,029	76	―	4,840
株　　式	―	―	―	―	―	―	61	61
そ　の　他	―	―	―	―	―	―	382	382
合　計	300	991	1,633	1,300	3,208	10,153	444	18,032

貯証率

（単位：％）

項　　目	令和5年度	令和6年度	増　　減
期末	9.70	9.10	▲0.60
期中平均	10.11	10.50	0.39

（注）　貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

有価証券の時価情報

①有価証券の時価情報

（単位：百万円）

保有区分	令和5年度			令和6年度		
	取得価額	時　価	評価損益	取得価額	時　価	評価損益
有価証券	20,166	18,762	▲1,403	20,744	18,032	▲2,711
売買目的	―	―	―	―	―	―
満期保有目的	―	―	―	―	―	―
その他	20,166	18,672	▲1,403	20,744	18,032	▲2,711

（注）1. 有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
3. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。
4. デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引については、該当する取引はありません。

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

種　類		令和5年度		令和6年度	
		仕　向	被仕向	仕　向	被仕向
送金･振込為替	件　数	40	172	43	170
	金　額	44,966	45,008	49,913	45,016
代金取立為替	件　数	―	―	―	―
	金　額	―	―	―	―
雑　為　替	件　数	0	0	0	0
	金　額	184	59	214	109
合　計	件　数	41	172	44	171
	金　額	45,150	45,068	50,127	45,125

共済事業

長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：百万円）

種類		令和５年度		令和６年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	3,327	177,564	3,379	166,354
	定期生命共済	4,878	14,212	3,318	16,710
	養老生命共済	657	43,388	366	38,409
	うち、こども共済	420	21,397	184	19,273
	医療共済	141	5,664	33	5,039
	がん共済	―	391	―	379
	定期医療共済	―	484	―	437
	介護共済	873	5,210	832	5,687
	年金共済	―	973	―	897
建物系	建物更生共済	17,758	328,704	22,886	330,756
合計		27,636	576,592	30,815	564,671

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約等を含む））を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

（単位：万円）

種類	令和５年度		令和６年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	4	5,131	9	4,543
	21,681	122,676	15,107	138,800
がん共済	119	2,034	102	2,090
定期医療共済	―	167	―	149
合計	124	7,333	112	6,784
	21,681	122,676	15,107	138,800

（注）医療共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を表示記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：万円）

種類	令和５年度		令和６年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	119,036	682,509	116,581	756,197
認知症共済	9,400	42,420	5,700	44,220
生活障害共済（一時金型）	168,300	739,750	153,200	856,800
生活障害共済（定期年金型）	7,780	28,154	5,000	32,174
特定重度疾病共済	33,320	182,120	19,170	195,790

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

（単位：百万円）

種類	令和５年度		令和６年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	170	4,417	114	4,308
年金開始後	―	1,318	―	1,312
合計	170	5,736	114	5,620

（注）金額は年金年額を記載しています。

短期共済新契約高

（単位：百万円）

種　　類	令和５年度		令和６年度	
	金　額	掛　金	金　額	掛　金
火災共済	10,169	8	10,617	9
自動車共済		908		918
傷害共済	18,810	11	18,730	11
団体定期生命共済	－	－	－	－
定額定期生命共済	－	－	－	－
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		179		184
合　　計		1,109		1,124

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

共済契約者数および被共済者数

（単位：人）

種　　類		令和５年度		令和６年度	
		新規	保有	新規	保有
共済契約者数	生命総合共済	134	15,788	112	15,597
	年金共済	35	6,758	22	6,668
	建物更生共済	35	8,692	30	8,614
	自動車共済	187	10,174	200	10,167
	総　数	391	23,555	364	23,313
被共済者数	生命総合共済	228	18,782	165	18,461
	年金共済	33	6,783	21	6,693
	生命系共済合計	261	20,184	186	19,839

（注１）共済契約者数・被共済者数は、ＪＡ単位で名寄せ集計（漢字氏名および生年月日）した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

（注２）平成５年度以前に契約された終身、養老生命、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

農業関連・生活その他事業・指導事業

購買事業

（単位：百万円）

品目		令和5年度 取扱高	令和5年度 計	令和6年度 取扱高	令和6年度 計
生産資材	肥料	1,743	12,779	1,828	12,330
	農薬	1,451		1,523	
	飼料	2,958		2,740	
	畜産	814		361	
	包装	2,142		1,871	
	園芸	265		253	
	種苗	194		204	
	農機具	606		711	
	重油	2,571		2,777	
	その他	29		27	
生活物資	主食	55	3,497	79	3,497
	食料品	232		242	
	生活用品	76		67	
	耐久資材	72		67	
	石油類	2,107		2,096	
	ＬＰガス	259		263	
	自動車	295		311	
	その他	396		411	
合計			16,276		15,838

販売事業

（単位：百万円）

種類	令和5年度 販売品販売取扱高	令和6年度 販売品販売取扱高
米	229	301
野菜	12,975	17,803
果実	2,070	2,058
花き・花木	19,955	19,849
畜産物	9,076	9,892
その他	375	467
合計	44,683	50,372

保管事業

（単位：百万円）

種類	令和5年度 実績	令和6年度 実績
保管料	3	3
荷役料	1	1
収益計	4	4
保管雑費	0	0
費用計	0	0

利用事業

（単位：百万円）

種類	令和5年度 実績	令和6年度 実績
育苗	511	547
ライスセンター	46	42
一般利用	22	12
合計	580	602

加工事業

（単位：百万円）

種類	令和5年度 実績	令和6年度 実績
エコセンター	168	167
精米	7	8
加工センター	250	70
合計	426	246

その他事業

（単位：百万円）

種類	令和5年度 実績	令和6年度 実績
葬祭事業	379	421
資産管理事業	0	0
その他事業	1	1
合計	381	423

指導事業

（単位：百万円）

種類	令和5年度 実績	令和6年度 実績
営農改善費	16	19
生活文化改善費	1	0
教育情報費	4	4
組織育成費	15	12
指導雑費	74	91
支出計	111	128
指導事業補助金	31	31
指導雑収入	60	74
収入計	92	106

自己資本の充実の状況

①自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、%）

項　目	令和５年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	25,658	26,036
うち、出資金及び資本準備金の額	1,278	1,264
うち、再評価積立金の額	―	―
うち、利益剰余金の額	24,587	25,098
うち、外部流出予定額　（▲）	205	325
うち、処分未済持分の額　（▲）	2	1
うち、上記以外に該当するものの額	―	―
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	59	59
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	59	59
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	
うち、回転出資金の額	―	
うち、上記以外に該当するものの額	―	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	25,718	26,095
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	90	72
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	90	72
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	―	―
適格引当金不足額	―	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
前払年金費用の額	―	―
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
特定項目に係る十パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	90	72
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	25,627	26,023
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,833	83,466
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		―
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	―	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	―	
うち、上記以外に該当するものの額	―	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		―

勘定間の振替分		―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,225	2,133
信用リスク・アセット調整額	―	
資本フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	―	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	93,059	85,599
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	27.53%	30.40%

（注）1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

2. 当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
現金	887	―	―
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,094	―	―
外国の中央政府及び中央銀行向け	―	―	―
国際決済銀行等向け	―	―	―
我が国の地方公共団体向け	5,681	―	―
外国の中央政府等以外の公共部門向け	―	―	―
国際開発銀行向け	―	―	―
地方公共団体金融機構向け	300	30	1
我が国の政府関係機関向け	1,500	10	0
地方三公社向け	―	―	―
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	159,686	31,937	1,277
法人等向け	4,706	1,992	79
中小企業等向け及び個人向け	2,245	1,144	45
抵当権付住宅ローン	8,345	2,893	115
不動産取得等事業向け	―	―	―
三月以上延滞等	648	508	20
取立未済手形	23	4	0
信用保証協会等保証付	4,513	424	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	―	―	―
共済約款貸付	―	―	―
出資等	1,406	1,406	56
（うち出資等のエクスポージャー）	1,406	1,406	56
（うち重要な出資のエクスポージャー）	―	―	―
上記以外	28,045	41,077	1,643
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	―	―	―
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	8,396	20,990	839
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	312	781	31

（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	―	―	―
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	―	―	―
（うち上記以外のエクスポージャー）	19,336	19,305	772
証券化	―	―	―
（うち STC 要件適用分）	―	―	―
（うち非 STC 要件適用分）	―	―	―
再証券化	―	―	―
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	740	403	16
（うちルックスルー方式）	740	403	16
（うちマンデート方式）	―	―	―
（うち蓋然性方式 250%）	―	―	―
（うち蓋然性方式 400%）	―	―	―
（うちフォールバック方式）	―	―	―
経過措置によりリスク･アセットの額に算入されるものの額		―	―
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)		―	―
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	225,826	81,833	3,273
ＣＶＡリスク相当額÷8%		―	―
中央清算機関関連エクスポージャー	―	―	―
合計(信用リスク・アセットの額)	225,826	81,833	3,273

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル･リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
	11,225	449
所要自己資本額計	リスク･アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b＝a×4%
	93,059	3,722

（注）1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3.「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5.「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

6.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

7.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

8.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

9. 当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	令和６年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,213	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,695	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	6,017	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	400	30	1
我が国の政府関係機関向け	1,500	10	0
地方三公社向け	－	－	－
金融機関向け	104	20	0
特定農協、連合会、農林中央金庫向け	162,805	32,561	1,302
カバード・ボンド向け	－	－	－
第一種金融商品取引業者向け	100	30	1
保険会社向け	－	－	－
法人等向け	4,606	1,827	73
特定貸付債権向け	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
株式等	1,410	1,410	56
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,784	972	38
中堅中小企業等（トランザクター）向け	1	0	0
不動産関連向け	13,056	6,803	272
（うち自己居住用不動産等向け）	12,540	6,332	253
（うち賃貸用不動産向け）	515	471	18
（うち事業用不動産関連向け）	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
（うち ADC 向け）	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	503	359	14
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	96	84	3
取立未済手形	21	4	0
信用保証協会等による保証付	4,036	382	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証にかかるエクスポージャー	－	－	－
共済約款貸付			
上記以外	24,127	38,746	1,549
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-
（ うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	9,293	23,233	929
（うち特定項目のうち調整項目に算入	459	1,148	45

されない部分に係るエクスポージャー）			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）			
（うち上記以外のエクスポージャー）	14,374	14,364	574
証券化			
（うちＳＴＣ要件適用分）			
（うち非ＳＴＣ要件適用分）			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	415	223	8
（うちルックスルー方式）	415	223	8
（うちマンデート方式）			
（うち蓋然性方式 250%）			
（うち蓋然性方式 400%）			
（うちフォールバック方式）			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）			
標準的手法を運用するエクスポージャー計	230,896	83,466	3,338
ＣＶＡリスク相当額÷８％（簡便法）			
中央清算期間関連エクスポージャー			
合計（信用リスク・アセットの額）	230,896	83,466	3,338

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	所要自己資本額
	a	b=a×4%
	2,133	85
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額
	A	b=a×4%
	85,599	3,423

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：百万円）

	令和６度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	2,133
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	85
ＢＩ	1,422
ＢＩＣ	170

（注）

１.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

２.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

３.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
５. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項　目			令和５年度					令和６年度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国　内			225,086	19,996	19,409	—	648	230,481	20,226	20,310	—	600
国　外			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計			225,086	19,996	19,409	—	648	230,481	20,226	20,310	—	600
法人	農　業		580	573	—	—	12	548	542	—	—	11
	林　業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		1,225	—	1,201	—	—	1,226	—	1,201	—	—
	鉱　業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設･不動産業		728	27	701	—	—	620	19	600	—	—
	電気･ガス･熱供給･水道業		401	—	401	—	—	401	—	401	—	—
	運輸･通信業		2,607	—	2,601	—	—	2,707	—	2,702	—	—
	金融･保険業		160,617	—	1,100	—	—	160,044	—	1,200	—	—
	卸売･小売･飲食･サービス業		705	—	700	—	—	603	—	600	—	—
	日本国政府･地方公共団体		12,776	74	12,702	—	—	13,712	108	13,603	—	—
	上記以外		16	14	—	—	—	15	13	—	—	—
個　人			19,395	19,307	—	—	636	19,607	19,542	—	—	588
その他			26,032	—	—	—	—	26,032	—	—	—	—
業種別残高計			225,086	19,996	19,409	—	648	230,481	20,226	20,310	—	600
１年以下			160,143	256	401	—		163,347	237	300	—	
１年超３年以下			1,939	1,038	900	—		2,032	1,031	1,000	—	
３年超５年以下			1,870	1,269	600	—		2,885	1,184	1,701	—	
５年超７年以下			2,791	1,190	1,600	—		2,775	1,373	1,402	—	
７年超10年以下			5,218	1,814	3,404	—		4,978	1,574	3,403	—	
10年超			26,327	13,826	12,501	—		26,760	14,258	12,502	—	
期限の定めのないもの			26,794	600	—	—		27,701	567	—	—	
残存期間別残高計			225,086	19,996	19,409	—		230,481	20,226	20,310	—	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

項　目	令和５年度					令和６年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	73	59	―	73	59	59	59	―	59	59
個別貸倒引当金	279	267	10	269	267	267	237	―	267	237

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高･期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

項　目		令和５年度						令和６年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	10	17	―	10	17	―	17	18	―	17	18	―
	林業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	水産業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	製造業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	鉱業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	建設･不動産業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	電気･ガス･熱供給･水道業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	運輸･通信業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	金融･保険業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	卸売･小売･飲食･サービス業	0	0	―	0	0	―	0	0	―	0	0	―
	日本国政府・地方公共団体	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	上記以外	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
個人		268	250	10	258	250	―	250	219	―	250	219	―
業種別計		279	267	10	269	267	―	267	237	―	267	237	―

⑤　信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項目	リスク・ウェイト（%）	令和６年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,213	—	1,213	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	7,695	—	7,695	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,017	—	6,017	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	400	—	400	—	30	8
我が国の政府関係機関向け	10～20	1,500	—	1,500	—	10	1
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	163,010	—	163,010	—	32,612	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	100	—	100	—	30	30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	4,606	—	4,606	—	1,827	40
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,781	38	2,269	4	973	43
（うちトランザクター向け）	45	—	10	—	1	0	45
不動産関連向け	20～150	13,056	—	12,924	—	6,803	53
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	12,540		12,411	—	6,332	51
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	515	—	513	—	471	92
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—

	（うち ADC 向け）	100～150	―	―	―	―	―	―
劣後債券及びその他資本性証券等		150	―	―	―	―	―	―
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）		50～150	291	1	273	0	359	131
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100	84	―	84	―	84	100
取立未済手形		20	21	―	21	―	4	20
信用保証協会等による保証付		0～10	4,034	―	3,821	―	382	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10	―	―	―	―		
株式等		250～400	1,410	―	1,410	―	1,410	100
共済約款貸付		0		―	―	―		
上記以外		100～1250	24,116	―	24,116	―	38,746	161
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	―	―	―	―	―	―
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	―	―	―	―	―	―
	（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	9,293	―	9,293	―	23,233	250
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	459	―	459	―	1,148	250
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	―	―	―	―	―	―
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	―	―	―	―	―	―
	（うち右記以外のエクスポージャー）	100	14,364		14,364		14,364	100
証券化		―	―	―	―	―	―	―
	（うちＳＴＣ要件適用分）	―	―	―	―	―	―	―

	（短期ＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
	（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
	（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化		－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－	415	－	415		223	54
未決済取引		－					－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		－					－	
合計（信用リスク・アセットの額）		－					83,466	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については、記載しておりません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和６年度												
項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,695	－	－	－	－	－	7,695						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	6,017	－	－	－	－	－	－	6,017					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	100	300	－	－	－	－	－	400					
我が国の政府関係機関向け	1,400	100	－	－	－	－	－	1,500					
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－		－－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	162,910	100	－	－	－	－	－	－	162,910				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	100	－	－	－	－	－	－	100				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				

カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,502	2,904	100	－	－	－	－	－	99	4,606			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－							
株式等	－	－	1	－	－	1							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業向け及び個人向け	1	318	269	1,683	2,273								
（うちトランザクター向け）	1	－	－	－	1								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	0	－	－	－	7,435	－	－	－	－	－	4,972	2	12,411
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	150	－	－	362	－	－	513	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－						
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうち ADC 向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	28	45	199	68	273								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	84	－	－	84								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,213	－	－	－	－	1,213							
取立未済手形	－	－	21	－	－	21							
信用保証協会等による保証付	－	3,820	－	－	735	3,821							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－							

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については、記載しておりません。

⑦信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高　（単位：百万円）

項　目		令和５年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト　0%	―	16,119	16,119
	リスク・ウエイト　2%	―	―	―
	リスク・ウエイト　4%	―	―	―
	リスク・ウエイト　10%	―	4,666	4,666
	リスク・ウエイト　20%	1,201	159,748	160,950
	リスク・ウエイト　35%	―	8,266	8,266
	リスク・ウエイト　50%	3,304	467	3,772
	リスク・ウエイト　75%	―	1,359	1,359
	リスク・ウエイト 100%	100	20,916	21,016
	リスク・ウエイト 150%	―	225	225
	リスク・ウエイト 250%	―	8,708	8,708
	その他	―	―	―
リスク・ウエイト1250%		―	―	―
計		4,606	220,479	225,086

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク･ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和６年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	194,800	―	―	193,982
40%～70%	3,500	11	10%	3,499
75%	5,440	22	11%	5,391
80%	―	―	―	―
85%	3	―	―	3
90%～100%	401	―	―	399
105%～130%	363	―	―	362
150%	199	1	10%	199
250%	1,410	―	―	1,410
400%	―	―	―	―
1250%	―	―	―	―
その他	2	4	10%	1
合計	206,122	40	10%	205,251

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「ＣＣＦの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。
信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

項　目	令和５年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット･デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,399	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	99	－
中小企業等向け及び個人向け	14	278	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	7	－
合　計	14	1,785	－

（注）

1.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（単位：百万円）

	令和６年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	―	100	―
我が国の政府関係機関向け	―	1,400	―
地方三公社向け	―	―	―
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	―	―	―
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	―	99	―
中堅中小企業等向け及び個人向け	5	1,672	―
自己居住用不動産等向け	―	2	―
賃貸用不動産向け	―	―	―
事業用不動産関連向け	―	―	―
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	―	―	―
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	―	―	―
証券化	―	―	―
中央清算機関関連	―	―	―
上記以外	―	―	―
合計	5	3,275	

（注）

１.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

ＣＶＡリスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全な BA―CVA、限定的な BA―CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが、計測対象となる取引はありません。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第 250 条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

項目	令和５年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	69	69	61	61
非上場	9,760	9,760	10,657	10,657
合　計	9,829	9,829	10,719	10,719

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和５年度			令和６年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
14	－	0	4	－	－

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）　（単位：百万円）

令和５年度		令和６年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
26	－	16	1

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）　（単位：百万円）

令和５年度		令和６年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和５年度	令和６年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	740	415
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.251 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

⊿ＥＶＥの前事業年度末からの変動要因は、預金の増加によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,392	1,176	0	28
2	下方パラレルシフト	0	0	10	0
3	スティープ化	1,580	1,301		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下		189		
7	最大値	1,580	1,301	10	28
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	26,527		26,023	

（注）1.「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2.「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。